

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年6月30日（月）午前10時0分～午後0時44分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 委員会運営について

（環境局）

1. 事業概要の説明聴取

（福祉局）

1. 事業概要の説明聴取

（健康局）

1. 事業概要の説明聴取

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	前 田 あきら
副委員長	浅 井 美 佳
委 員	宮 田 公 子
	岡 田 ゆうじ
	堂 下 豊 史

味口 としゆき
植 中 雅 子

外 海 開 三
五 島 大 亮

高 橋 としえ
川 内 清 尚

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、常任委員長会議において確認されました委員会運営方針の提示と所管局の事業概要の説明の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、五島委員より、交通事情のため遅れる旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

最初に、委員各位の座席についてであります。正副委員長で相談の結果、お手元に配付しております定席表のとおりといたしましたので、御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の予定でございますが、委員会終了後、大栄環境株式会社六甲リサイクルセンターを実地視察することとなっております。予定といたしましては、午後1時30分に市役所を出発したいと考えておりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（前田あきら） それでは、協議事項によりまして、まず委員会運営についてであります。

本件につきましては、6月6日の常任委員長会議において協議いたしました結果、運営方針が確認されましたので、これに基づいて委員会を運営してまいりたいと存じます。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（前田あきら） これより環境局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について当局の説明を求めます。

柏木局長、着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 環境局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度環境局事業概要について御説明申し上げます。

お手元にございます事業概要を御覧ください。

1ページには環境局の概要を、2ページから3ページにかけて、組織と事務分掌を掲載しております。

4ページを御覧ください。

令和7年度主要事業の概要について御説明申し上げます。

（1）地球温暖化対策の推進の①水素エネルギーの利用促進では、水素コージェネレーションシステムや液化水素荷役基地Hytouch神戸の活用検討、燃料電池商用車の導入支援などを進めてまいります。

②再生可能エネルギーの拡大では、脱炭素先行地域において交付金を活用した補助により、太陽光パネル設置等を進めるほか、ペロブスカイト太陽電池の導入実証や小水力発電の事業化に向

けた調査などを進めてまいります。

5 ページを御覧ください。

③電動車の普及促進事業では、電気バス等の購入補助、水素ステーションの整備支援を行うほか、外部給電・神戸モデルなど、災害時に活用できる強みを発信し、電動車の普及促進を進めてまいります。

④脱炭素型ライフスタイルへの転換では、K O B E ゼロカーボン支援補助金による支援や、環境ラベルの活用などによる情報発信を行います。

⑤産業の脱炭素化の促進では、兵庫県等と連携して脱炭素経営スクールを開校いたします。

⑥二酸化炭素吸収・固定の促進では、ブルーカーボンについて、藻場が繁茂する可能性のある場所を示すポテンシャルマップの制作、淡水域における実証事業、海岸に漂着する海藻の活用方法の検証、森林では、モデル的な里山整備やバイオ炭の製作などを市民等との協働により進めてまいります。

⑦効果的な熱中症対策の推進では、外出時の一時休息所として、K O B E クールオアシスを展開いたします。

6 ページを御覧ください。

（２）資源の有効活用と廃棄物の適正処理の①クリーンステーションの管理支援では、収集時の清掃やネット片づけなど、側面的支援に取り組み、管理負担の軽減を図るとともに、外国人に向けたごみ出しルールの啓発に引き続き取り組んでまいります。

②まわり続けるリサイクルの推進では、エコノバの設置拡大やつめかえパックリサイクルプロジェクト、ボトル t o ボトル事業を実施いたします。

③食品ロスの削減では、フードドライブ実施店舗の拡大、フードバンク団体への支援のほか、てまえどり、m o t t E C O を拡大・普及させるなど、食品ロスに対する意識醸成を図ってまいります。

7 ページを御覧ください。

④こうベキエーロの推進では、小学校において、給食残渣をこうベキエーロで処理して野菜をつくる環境教育プロジェクトの実施などに取り組んでまいります。

⑤家財のリユース促進では、おいくら、ジモティーの活用や、空き家の家財道具や遺品整理等に安心して御利用いただける家財の片付けサポート事業などに取り組んでまいります。

⑥電池類の回収では、処理過程で発火事故を招くおそれのある小型充電式電池について、電池類回収ボックスで回収を行います。

⑦不法投棄防止対策では、不法投棄防止カメラの効果的な運用や、地域との連携により取組を進めてまいります。

⑧事業系ごみ排出指導及び啓発では、三宮駅周辺の繁華街において、ルールを守らない事業者への対策として、調査や指導を強化してまいります。

⑨事業系ごみの資源化・減量化では、資源化可能な紙類やプラスチック類の資源化等を推進してまいります。

8 ページを御覧ください。

⑩路上喫煙・ばい捨て防止対策では、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収、民間啓発員の効果的な配置に取り組むとともに、喫煙所整備補助金の対象を維持管理費にも拡充し、喫煙所の増設を進めてまいります。

⑪クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備では、計量等業務における民間活力の拡大、東クリーンセンターの長寿命化を図る大規模改修、落合クリーンセンターの老朽改修に向けた調査を実施いたします。

⑫トイレカーの導入では、能登半島地震の避難所等で効果を発揮したトイレカーを導入し、平時には里山整備事業等において有効活用を図ってまいります。

9ページを御覧ください。

（3）自然環境の保全の①生物多様性保全の推進では、自然共生サイトの認定を受けた小河山林及び周辺棚田において、活動活性化や利便性向上のための施設、K O B E 里山自然共生センターを整備するほか、里山の持続的な管理、資源利用の1つとして、備長炭の地産地消の検討を行います。

また、豊かな海づくりの実現に向けて、環境DNA分析や藻場の保全・育成に取り組んでまいります。

②外来生物・野生鳥獣対策の推進では、特定外来生物の防除やセンサーカメラを活用したニホンジカ、ツキノワグマの調査・監視、スマートフォンアプリや外来生物展示センターを活用した啓発を推進してまいります。

③環境活動の活性化では、参加型イベントの開催や環境活動の発信、環境教育講座など、学べる機会の創出に取り組むほか、神戸SDGs表彰を実施し、市民の意識向上と行動変容の促進を図ってまいります。

10ページを御覧ください。

④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置については、それぞれの条例を適正に運用し、安全な市民生活及び良好な自然環境の確保をより一層推進してまいります。

⑤アスベスト対策では、事前調査結果、除去作業計画等の厳格な審査や立入調査などにより、アスベストの飛散防止対策を徹底してまいります。

以上、令和7年度事業概要について御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明も含めて、環境局の所管事項について御質疑はございますか。

○委員（植中雅子） よろしくお願ひいたします。ペロブスカイトに非常に興味を持っています。

今、神戸空港で実証実験がされているということなんですけども、今後を見据えてのお話をちょっとお聞きしたいと思うんですけど、お願ひいたします。

○柏木環境局長 ペロブスカイトは今後、再生可能エネルギーを導入するに当たって、非常に有望な日本の技術ということで、今、各地でいろんな実証、国も支援に力を入れて取り組んでおります。

そのような中で、神戸空港において全国初の取組ということで、空港の制限区域内において、今、ペロブスカイトを設置して様々な実証データの収集等を行っているところです。これも各自治体において、いろいろ引く手あまたというところもありまして、その中で事業者と調整をして、この実証を達成することができました。また、それ以外の事業者とも神戸において、また違った形の実証ができないかということで、今、協議を進めているところです。

実用化に向けて、まだ少し課題があるようなんですけれども、このような実証を進めていくことで、

早期の実用化に神戸市として協力をしていきたいと思っております。また、実用化のめどが立ちましたら、積極的に神戸市としても設置に向けて取組を進めていきたいと考えております。

- 委員（植中雅子） 環境局とは、山田町のメガソーラーでいろいろとお話もさせていただいたり、ちょっと何とか阻止できないかという話もさせていただいたんです。結局、メガソーラーができてしまった。できてしまって、そのメガソーラーは、結局、ドイツの企業だったんですけど、転売といって——それが当たってるかどうかは分からないけど、汚い言葉で言うと売り逃げをして去っていったというイメージがすごく強くて、自然をやっぱり壊してまでの再生可能エネルギーというのも、ぜひともこの神戸市ではもうやめていただきたいということを要望したいと思います。

それになりますと、このペロブスカイトが一番これからやっぱり、多少、実用化には課題があるとおっしゃってましたけど、いろいろ時間のこととか、エネルギーの限度とかあるんでしょうけど、でもそれをやっぱり積極的に向上させていただくような、そういう支援を神戸市もしっかりとしていただきまして、自然を壊さない形の再生可能エネルギーをぜひとも実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点あるんです、家財のリユース促進なんですけど、今、この大型ごみのリサイクル、環境局では昔——昔と言ったらおかしいけど、職員さんが自転車直したり、それからたんすとかちっちゃいものも直したりして、それを例えば北区でしたら、きたきたまつりのお祭りのときに抽選で、皆さんすごく楽しみにしてらして、保険代を500円払ったら、もう自転車に乗って帰れるんですよ。だから、そういうちょっと見せるというか、せっかくやってらっしゃるこの大型ごみ、粗大ごみの資源化というのを見える形で、市民の方たちに提供していただけるというのが、ありがたいかなと思います。それには、多分、働き手が足りないっておっしゃるのは決まってるんですけど、そこを、やっぱり今までだったら高齢者のいろんな仕事の中で様々なことが、ちょっとお仕事したら付与されてるような仕組みがありますが、何らかの形でそういうことをタイアップして引き継がれていくっていう考えはありませんか。

- 柏木環境局長 もともと神戸市でもリサイクルということで、先ほどお話のありましたような取組をしてましたけども、今現在、リサイクル工房ということで北区と中央区にその機能を残すというような形になって、当時と形が変わっています。あと神戸市でも、おいくらであったりとか、ジモティーという、そういった取組を進めているところと連携をして、今、リサイクルを推進しているところです。

ただ、時代とともにいろいろまた形というのは変わっていくと思っております。高齢者の活用等で、そういったところがスムーズに回るような、そんなスキームが成立するのかなとか、いろんなことをそのとき、そのときの状況で検討していかないといけないと考えておりますので、直ちに何か活用してできる案があるわけではないんですけれども、民間事業者との連携、またそれに加えて地域とどのような連携の可能性があるのかということについては、局内でも議論をしていきたいというふうに考えています。

- 委員（植中雅子） 地域の方に、環境局はこういうことをしてるんだよっていうことを、まず周知をしていただく必要があります。そういうお祭りとか、目に見えるところでそれをしていただくことによって、ああ、こうやってリサイクルっていうのは皆さんの役に立っているんだって再認識していただくわけですから、ぜひとも——元の形は難しいかもしれませんが、地域の中で根づいたようなそういうリサイクルというものの皆さんの御利用というのを、図って

いただきたいと要望いたします。

以上です。

- 委員（岡田ゆうじ） 藻場の再生、保全に関連して、藻場のポテンシャルマップの作成ということを入れていただきました。大きな前進であろうと思います。今、ポテンシャルマップの作成から藻場の再生・復元につなげる動きというのは、全国ですごい進んでいて、例えば静岡県なんかでは870ヘクタールの藻場を復元させたということで、全国で一番の成功例として挙げられているわけですが、ポテンシャル評価をして、そこにコンクリートブロックを、魚礁となるような、そして藻場の再生の場となるようなコンクリートブロックを置くような手法で、静岡県はやってます。

山口県の長門市では、藻場の一番の敵はウニだということで、ウニを駆除するだけでは駆除し切れないし、モチベーションも続かないのでどうしてるかということ、ウニを駆除しながら畜養すると。これは岡山なんかもやってて、ウニノミクスと名づけて、要は単にウニを除去するだけでは追いつかないので、それを何とか食べられるようにして畜養産業と合体をさせて、その藻場の再生につなげていくと。そのウニは、今、大阪万博のすし店にも出展されているということで、大きな関心を集めているところであります。北海道は、逆に鉄分肥料のポテンシャル評価を行って、例えば鉄鋼スラグであるとか、製鉄を行うときのごみというか、だけど葉緑素をつくるのに鉄分というのは非常に効果がありますので、鉄鋼スラグの肥料なんかを海底に設置して藻場の再生と漁業の復活につなげているわけであります。

事ほどさように一言で藻場の再生といっても、これだけ種類、やり方が違うんですね。例えば、ウニの畜養、ウニノミクスで藻場再生を目指すのであれば、例えばウニの分布であるとか、その現状をポテンシャル評価しておかないといけないし、鉄分肥料であるとか、海水の中の鉱物資源から成る栄養素の藻場再生を行うのであれば、そうした評価もしないといけない。例えば、博多湾のブルーカーボンプロジェクトなんかだと、もうそのまま竹筒に包んで、ぷすっと海底に刺してるわけですね。もしくは、肥料の中にアマモなり種、苗を包んで、それを海に放り投げるということをやっているわけです。もしそういうやり方をするんだったら、例えば海底の深さとか、どれぐらい光が届くのかとか、そっちのほうが大事成ってくるわけです。

だから、どのように藻場を再生するかで、どの項目のポテンシャル評価を行うかというのは全然変わってくるんですね。だから、ここではポテンシャル評価をまずしますと書いてあるんだけど、どれぐらい藻が生えているのかとか、どれぐらいの温度なのかとか、それを表面的なことを調べても、じゃあいざ藻場の再生をやろうとなったときに、このデータがなかったと、この方式でやるんだったら、このデータがなかったと。ウニのことについて何も調べてなかったみたいな。鉄鋼のことについて、鉄分肥料のことについて何も調査してなかったとなつたんでは、二度手間だし意味がないから、だからポテンシャル評価を行うときは、どういう手段で藻場の再生をするかっていう、ある程度の基本方針を立てておかないといけないと私は思うんですが、その点についての見解をお伺いします。

- 岡田環境局部長 ポテンシャルマップに関しての御質問ですけれども、こちらのほうについては、市内で藻場が存在している場所、もしくは創出可能と考えられる場所をマップ化し公開することにより、企業や市民団体等による活動の動機づけとか、藻場造成に効果のあるインフラ整備の契機につなげて、ブルーカーボンの拡大を図るということとしております。これまでに事業者から、特定の地域によってどの種類の海藻を増やすことができるのかとか、藻場がどの程度存在している

か分からないといった声を複数頂いております、これに対してちょっと市から情報提供ができなかったのも、活動に踏み切れていない事例があったということで、マップを公開することでこれらの一助になるものと考えてございます。

御指摘にありましたように、どういうデータを取るかということについてなんですけれども、例えば、水深であったりとか、あと砂浜であるか、岩礁であるとか、人工護岸のタイプなど、そういった基質。また、岸からのアクセス可能か否かの情報ですね、その他、必要に応じて水質などのデータも取っていきいたいというふうに考えておまして、いずれにしてもこういったことでブルーカーボンの取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（岡田ゆうじ） 今のお話だと、神戸市としてどうするかというよりは、むしろ情報を得て、市民団体とか、市民とかボランティアでやってもらおうみたいな、そんな雰囲気を感じたんですけれども、やっぱり藻場という大きな大きな海の広い範囲にわたる問題ですから、兵庫運河とかああい淡水域でのああい取組というのは非常に価値があるんですけれども、だけど瀬戸内海となるともう全然規模が違うんで、だから、やはり神戸市としての大方針というか、市として取り組んでいただきたいというのものもあるし、2021年の瀬戸内法の改正の中で、藻場の保全地区を自然海浜保全地区に指定できると、藻場の再生箇所を。それが法改正の中で載ることになりました。これはひとえに、やっぱり地域の漁業者とか地域の自然好きな人が勝手にやってねというんではなくて、やはり行政が、自然海浜保全地区になると、もう国の仕組みですけれども、やってほしいということの現れでありますから、神戸市としても、例えば藻場の再生、ポテンシャル評価を行った後、藻場の再生をするのであれば、例えば行政としての規制を行うであるとか、市としての予算づけをして、市として例えば静岡とか長門とか北海道のように成功している、海の再生に成功しているところのようにやっていく必要があると思うんです。その辺の観点についてはどうでしょうか。

○岡田環境局部長 今、お話がありました自然海浜保全地区については、自然海浜以外にも藻場・干潟等の再生・創出の取組により成立した自然環境も、法改正に新たに対象になっているというのは承知してございます。今、具体的な、例えば自然海浜保全地区の指定要件などの詳細については、これを指定する――保全地区を指定する兵庫県に確認しているところでございまして、今後さらにいずれにしても様々な方法で、今後さらに藻場を保全・創出するためにどのようなことができるのか、考えていきいたいというふうに考えてございます。

○柏木環境局長 それから、市としてどのように取り組んでいくかという部分につきましては、他都市の状況等をいろいろ見ながら、今、積極的に取り組んでいきたいという声が神戸市のほうに寄せられているものですから、まずはそれらをどれほど活用して、この事業を拡大することができるかというあたりも見ながら、あと他都市の状況も確認しながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員（岡田ゆうじ） この事業概要に、豊かな海という言葉が載って、藻場の保全・育成という言葉が載ったのが2年前なんですね。2023年だったんです。そのときに、初めて豊かな海という言葉を入れてくれた。それまでは里山・里海という書き方だったんで、大変ありがたいと。この藻場の保全・育成という言葉が2回も事業概要で強く言っていたことには本当に感動していると、ありがたいということをそのとき言った覚えがあります。

2年たって今、藻場のポテンシャルマップの作成ということで、さらに一歩進んだわけなんですけれども、全国の地域ではもっともっと強い危機感を持って、もう大分、成功事例が出てきてますの

で、ぜひ神戸市も遅れずに、こうした成功事例に倣って藻場の再生、そして私たちの母なる瀬戸内海でありますから、豊かな海の再生に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（味口としゆき） 幾つか聞きたいと思います。1つはアスベストの問題、少し聞きたいなと思ってます。

2023年に法改正があって、いわゆる事前調査——解体などの事前調査の義務化が強化されてると。その内容について、まずお示しいただけますか。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘にありましたように、2023年の大気汚染防止法の改正によりまして、事前調査の実施が義務化されました。それで大きく調査方法が法定化されまして、まず書面調査ということで、設計図とかそういうものを確認した上で、どの部分にどういう部材が使われているかというのを、まず書面で調査します。その後、必ずそれだけでとどまらず目視調査という、現地調査をしないといけないという手続が定められまして、それをまず行いまして、それで現地調査を行った結果、まだこの部材の所に何が含まれているか分からないというようなものがありましたら分析調査を行うというような手順が、改めてこの事前調査については定められたというところでございます。

○委員（味口としゆき） 厳格化されたということだと思うんです。特に、有資格者によってやるんだというようなことも義務づけられたと思うんです。何でこんなこと聞かかっていうと、今、水道筋にあります市営住宅の解体が行われようとして、周辺の人たちから、アスベストの調査、大丈夫かなという声が上がってるんです。それで、業者側は2021年に調査したから、それをもってやるんだというふうになってるんですが、まだ解体始まってない段階で、この法改正というのは適用されるもんなんではしょうか。

○中西環境局副局長 事前調査結果の——規模にもよるんですけど——調査結果の報告義務というのが、この法改正のときに併せてございまして、それが14日前だったか、出さないといけない期日がございますので、出していただいたら我々のほうが確認できる形になってますので、まだこれから指導というのは可能かなと思います。

○委員（味口としゆき） 指導可能だということが大変大事だと思って、以前はみなしでよかった時期もあったと思うんですね。しかし、この法改正に基づいて、やっぱりきちっと住民の不安を解消するためにやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○中西環境局副局長 今、御指摘のあったみなしっていう話は、今も全ての部材を必ず分析しないといけないということには、必ずしもなっていないという法体系になってます。それで、みなしというのは、そういう調査をしなくても、もうこれはあるもんやとみなして、危険側で判断して、安全対策をきっちり行った上で工事するという部分が、みなしと一般的に呼ばれているものなので、対策としては安全側に、みなしとなると取られるという形にはなるということでございます。

○委員（味口としゆき） 報告義務の強化もあるので、私としては、事前調査の段階で、やっぱり業者側と何らかのやり取りをやっていただいて、安全にしていいただきたいなと思ってますので、それでよろしいですね。それは終わります。よろしくお願いします。

もう少し聞きたいのは、1つは資源回収ステーションエコノバについて。これはこの間、区役所との懇親会があって、エコノバを灘区でもいろいろやってるんだって聞いたんですが、現在行っている容プラの回収と何が違うのかなと思ってんですが、違いはどんなところにあるんですか。

○近藤環境局副局長 まず、エコノバにつきましてですが、目的としましては集めまして、それを

リサイクルさせていく、それでまわり続けるリサイクル、それに取り組む方針で今動いているところでございます。今、一般家庭でステーションにごみを出していただいている部分につきましては、それをリサイクルします、その際にマテリアルのリサイクル、あるいは焼却するサーマルリカバリーという形でリサイクルをしている、その状況が違うというふうに認識してございます。

エコノバにつきましては、連携事業者と連携をして、品目を特定して回収をしているという、そういう違いがございます。

○委員（味口としゆき） 品目を特定するんだということなんですけど、今、容器包装プラスチックというのはトレーとか、包装とかというのを集めているでしょう。それとは違うものをエコノバでは集めるちゅうことなんですか。

○近藤環境局副局長 違うもの——同じものもございますけれども、特定しているものがございます。容器包装、例えばエコノバで集めている部分でいいますと、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、トレー、あとは瓶なども回収しているエコノバもございますので、違いはございます。

○委員（味口としゆき） それは、神戸市としては今後は容器包装プラスチックだけでなく、もうちょっとプラスチック製品全体を集めていくとか、回収するっていう方向に行きたいと思っているの、思っていないの。

○柏木環境局長 エコノバの少し補足をしますと、水平リサイクル、これを目指す取組で、事業者が集めたものを再びその商品に戻したいということで、それが今まだ実現できておりませんので、それを集めて実証的に今、技術研究を行っているということで、中にはもう実現しているものもあるんですけれども、もともとそういった形で実証の場として、今、エコノバがあります。連携協定1つ1つ結んで、それを事業者が欲しいというものを限定して集めてるということなので、基本的にステーションで回収しているものと、その目的が今のところは違うということになっております。

リサイクルそのものを、今後どのような形で分別等をしていくのかということについては、今現在、まだこのエコノバというのがそういう方向性に沿った1つの取組というわけではございません。それはまだ今、検討中ということです。

○委員（味口としゆき） ぜひ、これはこの間の予算特別委員会でやったんかな、製品プラスチックなどの回収も、他の自治体はやってるということなんで、やっぱり広げていく必要があるかなと思っているのが1点です。

それから、やっぱり3Rの観点から考えますと、やっぱりリサイクルが一番下流の対策だと思うんです。やっぱりリデュースとかリユース、上流対策をやっぱりしっかり求めていきたいというふうに思うんですが、この点では新しい事業とかいうのはお考えないんですか。

○近藤環境局副局長 おっしゃるとおりリサイクルはその前に必要なのがリデュース・リユースの2Rだと思っております。リデュース、減らす取組につきましても、これまでも先ほどございました広報なり、減らす取組をしっかりと広報しているということです。あとリユースにつきましては、先ほど答弁ございましたとおり、ジモティーであるとか、おいくらということで、次につながる、その製品をそのまま使っていただくような取組もしているところでございます。この2Rというものをまず前提として事業として進めていきたい、そういうふうに環境局としては思っております。

○委員（味口としゆき） その際に、やっぱり広報というのはどこに対して広報するということなん

ですか、減らすちゅうことで。

○**近藤環境局副局長** 環境局の事業でリデュース・リユース・リサイクルを含めて実施していたでく主体といいましたら、基本的に市民に御協力いただく事業でございますので、事業者・市民に対しまして、しっかりと広報していきたい、このように考えてございます。

○**委員（味口としゆき）** 市民の努力を求めるのはもちろん大事だし、やっぱりごみ全体に3Rを進めていく上では大事だと僕も思うんです。ただ、やっぱり企業側の責任も広報していく必要があるかなと思うんです。どんどん企業の側はプラスチック製品つくって、それで市民にだけ減らせて言われても、これ困るわけで。企業側に対しては、そういういわゆる3Rの観点での広報とか、お願いとかいうことはお考えじゃないんですか。

○**柏木環境局長** 事業者に対しても、神戸市として働きかけをしているところです。ただ、大きく製造者に対しては、国の役割として法的に、例えば容器包装であれば拡大生産者責任ということで、一定の処分を見通した費用負担等をしています。それをまた大きく広げていくべきだということについては、神戸市としても国に要望しているところです。それ以外にも、例えば小売の部門であったりとか、そういったところ、そういう事業者に対しては、神戸市から直接的に食品廃棄物を出さないというような、食品ロスについてもそうですけれども、そういった働きかけをしているところです。国への働きかけ、また直接的な神戸市から働きかけできる部分については、それも併せてしていくべきだというふうに考えてますし、やっていきたいと思います。

○**委員（味口としゆき）** していくべきだというふうに今答弁されたので、もちろん国の問題だと思います。しかし、神戸市としてもできることはあるし、市内事業者などに、製造業者も含めて呼びかけるということは、これは神戸市としてもできることですから、あらゆる手段でやっぱり3Rが進んでいくよう求めておきたいと思います。

最後、6月26日の関電の株主総会のことをちょっと聞きたいと思います。総会では、原発事業からの撤退をはじめ、多くの株主提案が出されました。本市は、原発事業から撤退や再処理禁止から、職場のジェンダー平等に至るまで否決したというようなことで、京都市が提案した原発に依存しない持続可能で安心・安全な電力供給体制まで棄権をしています。以前の姿勢から比べると、原発に対してすごく、これは後退してるなというふうな実感を持ちましたが、これはなぜなんでしょうか。

○**三川環境局副局長** 原子力政策につきましては、基本的に国のほうで第7次のエネルギー基本計画におきまして、いわゆるS+3Eの基本に視点を大原則にしております。この上で原子力につきましては、再生可能エネルギーとともに安全保障に寄与し、脱炭素の効果の高い電源として最大限活用していくというふうなところで、神戸市といたしましては、原子力発電を含む国のエネルギー政策につきましては、国が責任を持って政策の方向性を判断するものと考えており、今回、こういうような形で取らせていただいたというところでございます。

○**委員（味口としゆき）** 株主総会では国の立場で物を言ったちゅうことですか。いや、これね、ちょっと違うと思っているわけ。つまり、福島原発以後、例えば矢田市長は原発に依存しない、または必要としないという立場を明確にされました。それで、過去には脱原発依存をはじめとする株主提案を行っていて、久元市長自身も、これ2014年5月の会見ですが、原発は減らす方向が必要だと、こういう表明。つまり、株主総会での態度表明というのは国のエネルギー政策がどうあろうと、神戸市としてのやっぱり姿勢を示すということでは、歴代、そして現職の市長のこういう立場に基づいて、態度表明するべきではないかなと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○三川環境局副局長 株主提案どうこうというより、ふだん関西電力とは何回かお越しいただいたり、あるいはこっちから行ったりというところで、いろんな意見交換をしております。原発の考え方につきましては、先ほど申し上げたとおり——すみません、繰り返しの答弁になりますけど、国の考え方に沿ってやっていくべきだと思ってますし、今回は2つ、うちの局長が出席しまして意見交換を——ごめんなさい、関電の株主総会におきまして、うちの考えを関電に対してお示しさせていただいている、それは今回、委員の皆様にお示しさせていただいたとおりでございます。

○委員（味口としゆき） しかし、株主総会っていう場でそういう提案が京都市などもあった中で、棄権するっていう態度は、僕はやっぱり今までの市長の態度表明からいっても後退してるなど言わざるを得ないので、これは再考していただきたいなと思ってます。

最後に、環境保全審議会、これについて今度3日でしたか——行われますので、どんな内容になるのかっていうようなことを、概略をまずお示しいただけますか。

○三川環境局副局長 今回の審議会では、それぞれ計画——環境局が持っております計画、令和7年度までとなっております環境マスタープランをはじめとする一般廃棄物処理基本計画、それから生物多様性プラン、温暖化防止実行計画の改定、これを主な議事と予定しております。

○委員（味口としゆき） だから、大変大きい審議会になると思うんです、全体の方向づけをやるっていうことですから。ただ、僕、ちょっとこれは不満があつて、資料提供してほしいと、今日に至るもまだ資料提供ないんです。担当者は2日にならないとできないんですって言うわけね。2日にレクするんだって言うんですよ。委員会もそうですが、審議会もそれに準じて、やっぱりもうちょっと早く資料提供を審議会委員には、僕は普通するべきであると。前日にするっていうのは、ちょっとそっから僕らどう検討せえっていうんかなと思うんですが、その点、どうお考えですか。

○三川環境局副局長 今回、先ほど申し上げたように、今回の部分につきましては、個々の計画素案を大量に改定しないといけないということと、あとは各計画間で整合性とか統一感、そういったものの確保を図っていかないといけないということで、ちょっとそれぞれ各分野の専門家の先生に御意見をいただいて、どうしてもよりよいものにしようという考えがありまして、ちょっと資料の確定が遅れているのは事実でございます。今現在も、ちょっとまだ資料としてお見せできる段階にないというのは事実でございますが、ぎりぎりというのは、その辺は我々も事情分かりますので、できるだけ早い限り、先生を含め、委員の皆様には資料送付のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） できるだけ早くというても、もう遅いからね。もう3日であることが、もう明日、もう一日でっせ。そんなんできるだけ早くって、じゃあ今日持ってきてくれるんですか。

○柏木環境局長 今回の件につきましては、先ほど答弁しましたような事情で遅れていることについては、やはり確かにもう少し早くすべきだというふうに思っております。今後について、できるだけ早く準備ができるように、今回も前倒しができればそれにこしたことはないという状況ですけど、ちょっと事務的なところで、まだそこでお約束できる状況ではございませんので、先ほどの今後についてというふうに、できるだけ早くしたいというふうに御理解いただけたらと思います。

○委員（味口としゆき） 今回のことは、そんなら僕は我慢しなければならないのかとは思いますが。しかし、今言われたように、専門家の意見も聞いてよりよいものを出すと。それができない

というんだったら、普通は審議会延期してやるべきじゃないの。それで十分に委員に検討してもらって、審議会できちっとやると。通すだけが審議会の役割じゃないからね、そこはやっぱりきちっとチェックするために委員というのは議員からも選出されるわけですから、やっぱりその筋道は僕は当たり前やと思ってますが、局長、いかがですか。

○**柏木環境局長** 保全審の場で御意見もいただくわけですから、全てを事前にということではなく、当局として提案のレベルというものを一定高めるということですので、そのあたりは今回、そのあたりに事前の部分に時間がかかり過ぎたということについては、今後、変えていかないといけないのかなというふうに思います。全てを全てそこで整えて、最終形がこれですというところに仕上げて出さないといけないというものではないというふうには思っております。

○**委員（味口としゆき）** いや、もう収めようかと思ったけど、今の答弁では絶対収めへんよ。そんなん審議会で議論するからいいってような問題じゃないですよ。どうです。

○**柏木環境局長** 議論するからいいではなくて、我々が議論する前提で、ただ、より高いものをつくらないといけないという思いが強過ぎて、今回のようなことになってしまったので、そのあたりはできるだけ一定のこの期限が来たら、このあたりでこの段階で出すんだということを、もう少し、そのあたり委員さんに早くお届けするということを、もう少し意識をして取り組む必要があるということで、お話、意見いただけるから、もう適当でいいのだという、決してそんな思いは持っておりません。

○**委員（味口としゆき）** 長々やる必要はないかもしれないけども、普通、委員会でいうと1週間前には資料を整えるでしょう。それは何でやるのかっていったら、僕らだって調査せなあかんわけですよ。そんな初めて、しかも何ちゃら計画いうていっぱい出されてね、前日に出されて、そんな十分な検討なんかできるわけじゃないじゃないですか。よりよいものをつくりたいがゆえにこうなったっていうんだったら、延期するべきでしょう。今からでも延期したらどうですか、局長。

○**柏木環境局長** 保全審については、その場で全ての結論を出してしまうというのではなく、今後について、この当局の案というものを基に継続的に議論もいただくものですから、今回の保全審について、今のこの状況において、延期をしなければならないものであるというふうには考えてございません。今回、予定どおり開催もさせていただきまして、次回以降、少しでも早く資料がお手元に届くように努力していきたいと考えています。

○**委員（味口としゆき）** 努力するというか、必ず守ってほしいと思います。要望して終わります。

○**委員（外海開三）** すみません、K O B Eゼロカーボン支援補助金について1点だけお伺いいたします。

この補助金、これまで3年間実施してこられて、市民団体や事業者などの自由な発想による脱炭素の取組を支援されてきたと思いますけれども、今年度から新たに学生枠を設けて、学生による脱炭素の取組を支援していこうということを事前にお伺いいたしました。今年度、学生枠を設けた狙いについて答弁いただけますでしょうか。

○**三川環境局副局長** ゼロカーボン支援補助金でございますが、これにつきましては市民1人1人のカーボンニュートラルに関する機運を高める取組を支援することを目的といたしまして、先ほど委員から御指摘のありましたように、令和4年度から開始した制度で、今年度4年目を迎えるところでございます。令和4年度から毎年申請、採択件数等も年々増えてきている状況でございます。申請件数は4年度から6年度までの3年間で合計111件、採択件数になりますと67件という状況でございます。この過去3年間の補助事業の中でのワークショップやイベント等に参加

した人が、延べ1万5,000人超えというような状況でございます。

一方で、その中で過去3年間におきましては、将来を担う立場である学生などの若年層からの申請が少ないという課題がございました。そこで、若年層に対する働きを強化するというようなところで、1つは学生自身に脱炭素について自分事として捉え、行動変容につなげてもらう。2つ目といたしまして、学生による積極的な情報発信によって、市民の脱炭素に向けた意識を醸成すること、この2つを主な目的といたしまして、今年度、学生枠を新たに設けたところでございます。

これまで学生による活動は、この3年間の間では1団体のみというような状況でございましたが、先ほど申し上げたように、今年度制度改正をした結果、採択件数が35件のうち、学生からが9件というようなところで、2割を超えるような結果となったところでございます。脱炭素に向けた市民の意識醸成を図るためには、将来を担う若年層の行動変容を促すことが重要でございまして、若い世代の情報発信力を生かして、広く市民に意識醸成を促すことも期待できるため、今後もより多くの学生に申請していただきたいと考えておりまして、引き続きより多くの学生に本制度を知ってもらうことが重要であり、働きかけのほうを引き続き強化してまいりたいというふうに思います。

○委員（外海開三） ありがとうございます。大変いい取組だと思いますので、今おっしゃられたように、多くの学生さんからいろいろ申請があるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（堂下豊史） 2点伺います。まず1点目、生物多様性の保全についてです。

先ほど御説明にもありましたが、北区の山田町の小河山林及び周辺の棚田は、環境省から自然共生サイトとして認定されており、現在も希少な動植物が生息する貴重な地域です。本市はこの地をモデルとし、生物多様性に富んだ里山再生と他地域への展開を目指して、多様な主体と連携し、期限を定めずに継続的な実証実験を進めております。

一方で、担い手の確保が課題となる中、例えば、北区の神戸親和大学では、地域共創科目を通じて、学生が地域と関わる実践的な学びを進めており、若年層の地域参画を促進する上で、協働の推進役として大いに期待をされます。こうした取組を発展させるためにも、本市とこうした大学等との連携協定の締結について検討の余地があると考えておりますけれども、御見解を伺います。

○柏木環境局長 小河山林とその周辺の棚田では、これまでも地域とかボランティア団体と大学の研究グループ、また学生団体と神戸市が連携して事業を展開してきました。こういうふうに継続的にこのような活動が行われていることが評価されて、自然共生サイトの認定を受けたわけですが、大学との連携にスポットを当てますと、この地域においては草地の再生であるとか、あと環境DNA分析といった生物調査を行っているほか、耕作放棄地において地域の地権者と協力しながら、有機農業に学生が取り組んでくれていると、そういった状況です。

具体的な大学との連携についての連携協定ということについては、神戸市として神戸大学であるとか、神戸学院大学の間で包括連携協定を締結しております。また、北区も地域連携協定を親和大学との間で締結しているというふうに聞いております。個別に事業ごとに協定というのを結ぶ、こういった形がいいのかと、こういう実務的なことについては関係局にも確認して、調整していきたいというふうに考えています。ただ、いずれにしても学生——共生サイトの活動を持続的なものにするためには、担い手というのが非常に重要になってきますので、学生中心に広げて

いくという方向性は大事なことだと思っております。これも企画等窓口もありますので、大学のニーズだったりとかシーズ、また地域のニーズも踏まえながら、担い手を増やせるように努力していきたいと考えております。

- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。担い手の確保、また若年層の地域参画の仕組みづくり、里山の持続的な保全にとって不可欠な要素だと考えておりますので、ぜひ一層、具体的な形に結びつけていただけるよう、改めて要望しておきます。

次に、この小河地区での自然共生サイトの認定を一過性のものとせず、今後は市内のほかの地域にも展開していくことが重要であるというふうに考えております。そのためには、認定に向けた支援体制の整備、あるいは伴走支援など、市として一定の役割を一層果たすべきだと考えておりますけども、このあたりについての御見解を伺います。

- 柏木環境局長 小河山林がモデル的な取組となって、それに注目いただいて、いろいろ事業者がこの場所を訪れたり、また地域団体のほうから、我々のこの活動もそれを通じて自然共生サイトの認定を受けたいという、そういう声も寄せられております。現に兵庫運河と須磨海岸において、今年の3月にそういった取組、地域からぜひ登録を目指したいという声がありまして、所有地が市有地という部分もありますので、神戸市もそれを支援して、この場合は連名で申請をして、新たに認定をされたという状況です。それ以外にも共生サイトを目指した取組をしたいという地域の声も寄せられておりますので、御指摘のように神戸市として可能な限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。土地の所有者あるいは活動団体への制度周知、さらには申請に必要な調査、あるいは計画策定の専門的な助言など、様々課題があるかと思っておりますので、支援体制の具体化あるいは実効性の確保をしっかりとお願いをさせていただきたいと思えます。

次に、クリーン作戦についてお尋ねをいたします。

本市では、春と秋を中心に、地域主導で全市一斉のクリーン作戦が実施され、環境美化の向上に役立っているものというふうに認識をしております。一方で、近年は参加者の減少、あるいは地域の高齢化、自治会の縮小で実施が難しい地域もあるやに承知をしております。今後は学校や企業、若年層の参加を促すために、例えばポイント制やSNSでの発信など、楽しさや達成感を高める工夫も一層必要になってくるかというふうに考えております。現状と今後の方針をお尋ねをいたします。

- 柏木環境局長 一斉クリーン作戦については、環境局が各区に実施を呼びかけまして、それで各区が地域団体に呼びかけて実施をしているという、そういう事業ですが、コロナ前の状況と比べますと、参加をしていただいている方の数というのが減少していると。平成29年度の数を見ると10万人、全部で数が10万人を超えていたんですけども、令和6年度の数、全市の数を見ますと8万3,000人ということで、このあたり少し区ごとにどんな状況になっているのかというあたりを、ちょっとこれからもう少し分析をしていかないといけないというふうに思っております。私も区役所で勤務していた時代に、垂水区役所でこの平成29年の全市で10万人の参加があった時代の区の参加人数を見ますと、平均的に1,500人ぐらい、区で清掃活動をしていただいていたんですけど、直近の6年度を見ますと90人ぐらいになっているんですね。これは地域の担い手がなかなか確保が難しくなったというだけではなくて、取組、進め方など、まだいろんな課題もあるのではないかなというふうに思っています。まだこの扱いについて、局内で十分な議論ができ

ていないですけれども、まず状況を確認して、区役所の声も聞いて、この扱い、どうしていきべきなのかというあたりを確認していききたい、検討していききたいと。あわせて御指摘のありました参加していただきやすいような工夫についても、検討していききたいと考えております。

○委員（堂下豊史）　ありがとうございます。区に呼びかけて、本庁から、区はそれを受けて地域に協力を求めているということだと思うんですけども、肝腎の区が、具体は地域協働課だと思いますけども、地域の取組状況を十分に把握できていないというふうにも聞いておりまして、このあたり実態を教えてくださいと、それと地域から、例えば自治会から清掃の日であるとか、あるいは収集場所の連絡ですね、これもファクスで行われているというふうに聞いております。こうした作業を確認に手間もかかりますし、行き違いとか記録漏れのおそれもあるのではないかなというふうに懸念をしております。本市としてペーパーレス化であるとか、あるいはDXの推進を進めている流れの中で、こうしたファクスでのやり取りというのは逆行をしているような印象も受けまして、区役所がなかなか情報を把握し切れていないという点と併せて、デジタル化、あるいは情報共有を一層進めていくべきではないかというふうに考えているんですけれども、このあたりも御答弁をお願いします。

○柏木環境局長　一斉清掃に関しては区役所に地域への呼びかけをお願いしまして、区として参加者の数を把握していただいているという状況です。区役所が清掃の状況を把握していないのは、それ以外の各地で日々行われている清掃活動のことではないかとは思うんですけども、これについては環境事業所に直接連絡が入って、いついつ清掃活動を行うので収集してほしいとか、そういったことで我々のほうに情報が来ています。このやり取りも、まだデジタル化が進んでいないと思うんですけれども、やはりデジタル化を進めていくというのは、これはもう今の時代の流れですし、地域の方も随分とそのあたりのツールとかを使われているところもあると思いますので、ここは昔ながらのファクスだけではなくて、デジタル化が進まないかということについて、検討を進めていききたい、地域の声も聞きながら検討を進めていききたいと考えております。

それと、環境事業所が把握している地域で行われている清掃の状況、日々行われている清掃の状況、このあたりは区役所に情報共有をすることは可能ですので、地域の活動の一環として、情報の共有というものの、これはできる範囲で行っていききたいというふうに思っております。

○委員（堂下豊史）　失礼いたしました。私の認識が少し誤っていたんですね。もう1度確認なんですけども、自治会あるいは婦人会が年に数回行っているクリーン作戦については、事前に区役所が情報を把握されている。それに基づいて清掃の後の草であるとか、様々出たものを回収していただいているという理解でよろしいんですか。

○柏木環境局長　環境局が働きかけをしている全市一斉クリーン作戦というのは、春と秋2回、一斉クリーン作戦を機運醸成の意味で区として行ってほしいという働きかけをしまして、それについては各区が実施計画をつくりまして、それではうちの区ではこういった形で一斉のクリーン作戦を行おうということで計画をつくってくれています。その計画に基づいて実施をした後、実施結果も環境局のほうに結果として、何人が参加したということで報告を頂いております。そういった形で一斉クリーン作戦という名の下に行う春と秋のこの事業については区が計画を立てて、それで把握もして報告していただいています。ただ、その一斉クリーン作戦という名によらない、地域が日々自主的に行っている清掃活動、地域のクリーン作戦というんでしょうか、そういったものは直接環境の事業所に収集の依頼が参りますので、そういった部分について区役所のほうで把握できてない部分もあるのではないかと、確かにそう思います。そういった2つの違い、ちょ

っと分かりにくかったかもしれませんが、先ほどの御答弁の趣旨はそういうことです。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（高橋としえ） 私のほうからは、K O B E 備長炭についてお伺いいたします。

里山でカシの木を使って四国の右下木の会社さんに売って、実証的にK O B E 備長炭をつくっていただいて、非常によい炭ができたということは伺っております。それで、500キロの試作品がつくられたわけで、それを事業者さんとかお店の方に実際使っていただいたときの感想ですね、それを収集していらっしゃったらお伺いしたいと思います。

○岡田環境局部長 備長炭に関してでございます。去年、神戸市産のカシを原料として備長炭を試行的に製造して、おっしゃられたように市内の飲食店を中心に試行的に利用していただいて、利用者からアンケートを取ったところでございます。この高級な備長炭を日々利用している、使用している店舗からのアンケート結果を集約したところ、おおむねふだん使っている備長炭と遜色ないと評価されたことに加えて、全体の7割でこのK O B E 備長炭の継続利用を望む回答が得られたところです。

継続利用に当たりましては、やはり妥当な価格であったりとか、安定供給の体制、また規格が複数欲しいといったような、そういった条件が挙げられたところでございます。現在、備長炭の事業化に向けて、事業スキームなどについて今、全庁的に検討を進めているところでございまして、御指摘のとおり採算性については重要な視点であるというふうに考えており、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員（高橋としえ） ありがとうございます。これから大事なことは事業スキームなんですけれども、これを市内のみならず、国内、また国外へのブランディング、K O B E 備長炭としてのブランディングということはどのように考えていらっしゃるのか、最後お伺いしたいと思います。

○柏木環境局長 やはり1つのブランドとして、神戸でつくられた備長炭というものを売り出していきたいという、そういう思いでこの取組をしています。まずは事業スキームというのが第一になってきますので、今そのようにしていますけれども、将来的には神戸ビーフと並ぶようなブランドとして、神戸に備長炭があるということが認識されるというのが望ましい方向だと考えておりますので、それに向けて検討を重ねていきたいというふうに考えています。

○委員（高橋としえ） すみません、あと1点。四国の右下木の会社さんは、スマート製炭法ということを使ってらっしゃったんですけど、今後、どんどんつくっていくに当たりまして、やはり神戸の中で、神戸市内で窯を造らなきゃいけないと思うんですけど、そのあたりの見解と、このスマート製法を取り入れられるのかどうかもお伺いしたいと思います。

○柏木環境局長 今後、事業を継続的にやっていくということについては、スマート工法といいますか、標準的な作成、備長炭の製作方法というものが研究されているというふうに聞いておりますので、やはり先代から引き継がれた技術という、それぞれ門外不出の技術によってつくられているというやり方では、なかなか継続性というのは難しいと思いますので、できるだけ持続可能な形を目指して、詳細はこれからですけれども、そういったところも意識をしながら検討していきたいというふうに考えています。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（五島大亮） 1点だけ。去年の予算特別委員会でもちょっと要望させていただいておりましたけれども、西クリーンセンターで発電した電力を市内で活用する自己託送の取組について――あれはたしか高見さんにお話をいただいていたと思いますが、エネルギーの地産地消であっ

たり、金銭面で神戸市内のエネルギー経費を削減するために、かなり有効な手段であるというふうに考えておりました。たしか昨年の今頃から自己託送が始まっていると思うんですけども、その状況が今簡単に分かるのであれば教えていただきたいのと、プラス、自己託送というのはすばらしい制度なので、ほかの部分にも使えばどうかという話をさせていただいておりました。本年度の事業で何かそういう新しい取組、追加でやる自己託送の取組というのがあるのかないのか、教えていただければと思います。

○**河南環境局部長** 今御意見いただきました自己託送なんですけれども、昨年度から自己託送ということで西クリーンセンターの余剰電力を環境局の施設に自己託送しているという状況でございます。現在、この利点といいますか、普通は再エネ賦課金といいまして、電気を購入する場合はその太陽光発電であるとか、そういう自然の電気を普及させるために、そのお金を各電力を使われる方から均等にとっていくというような制度があります。この再エネ賦課金を削減する効果があるということになります。この再エネ賦課金による買電量の削減効果として、約1.5億円削減ができております。あと、今後なんですけれども、発電のほうは昼夜問わず均等に発電をしていくんですけども、使うほうは大体日中が多いということで、この日中に焦点を当てますと、夜間の電力が余ってしまうということで、これが今、売電——売り電のほうに丸々行ってしまっているという状況になっておりますので、今後、施設を増やしていくという考え方の中で、この夜間電力を使っているような施設等に主に供給していけたらというふうに考えております。

○**委員（五島大亮）** 市内で夜間電力を使っているような施設、ぱっと思いつきませんが、何か検討中のものってあるんですか。

○**河南環境局部長** まだ検討中のところなんですけれども、例えば水道局なんかのポンプであるとか、あと夜間使っているというのと、例えば病院であるとかいうようなものが、候補としては見えてくるんですけども、まだまだ契約の問題でありますとか、いろんな部分もありますので、これからちょっとまだ検討していくという段階であるというふうに御理解いただければと思います。

○**委員（五島大亮）** 分かりました。水道局も恐らく使用量は昼間のほうが多いけども、ベースとして使っている量があるから、そこに充てられへんかという話なのかなというふうに思います。また、会計事業体が違うので、それも越えれるのというところもあると思います。でも、積極的に考えていただいているみたいなので、ぜひ何か、ここは使う量が増えれば増えるほど、市の財源が潤いますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○**委員長（前田あきら）** 他にございませんか。

（なし）

○**委員長（前田あきら）** 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様へ申し上げます。

それでは、ここで次の福祉局が入室するまでの間、休憩といたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時9分休憩）

（午前11時15分再開）

（福祉局）

○委員長（前田あきら） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより福祉局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について当局の説明を求めます。

○八乙女福祉局長 福祉局長、八乙女です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、事業概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の令和7年度事業概要の3ページを御覧ください。

I 福祉局の概要といたしまして、まず局の職員数や令和7年度の予算の概要を記載しております。

次に、5ページから6ページにかけて、II組織と事務分掌を記載しております。

次に、7ページに移りまして、III令和7年度主要事業の概要のうち、主なものを説明させていただきます。

高齢者の方への支援でございます。

1. 身寄りのないシニア世代への支援といたしまして、財産管理や医療・介護、葬儀・遺言等、将来に向けた不安等をお聞きし、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげる終活総合相談窓口を令和7年10月より開設いたします。あわせて緊急連絡先などの情報を行政に登録できる制度を創設します。

2. フレイルチェックの充実といたしまして、フレイルチェックの対象者を国民健康保険加入者から市民全員に拡大します。また、いつでも誰でもセルフチェックできるコンテンツをスマートこうべにおいて構築します。

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進といたしまして、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせた認知症神戸モデルを令和9年度まで継続して実施します。また、これまで実施してきましたGPS端末の導入支援を、より活用しやすくなるよう見直すとともに、衣服等に貼り付けられるみまもりシールの導入により、行方不明の未然防止や行方不明時の早期発見に取り組みます。

4. 介護人材確保プロジェクト「コウベdeカイゴ」の推進といたしまして、新たにハラスメントに関する市民向けの啓発や、介護サービス事業者の管理者を対象としたハラスメント対応に関する研修を行います。

障害者の方への支援でございます。

8ページに移りまして、2. 医療型短期入所の受け入れ体制強化といたしまして、医療的ケアを必要とする障害児者を宿泊で受け入れる短期入所事業所に対し、新たに市独自で助成を行います。

加えて、保護者・介護者の急な疾病等、緊急性の高い受入れを行った場合には、さらに上乘せして助成を行います。

3. 障害者の就労支援といたしまして、民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業開拓を行う障害者雇用推進員を新たに配置し、制度周知を実施するとともに、超短時間雇用等の多様な働き方の創出に取り組みます。

くらしの安心と生活困窮者への支援でございます。

1. 食支援を通じた生活相談といたしまして、食支援を通じた生活相談を実施する民間団体に対して、活動経費や冷蔵庫の設置費用などの運営支援を引き続き行います。

9ページに移りまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みでございます。

2. 災害時要援護者支援の推進といたしまして、令和7年度は要援護者の適切な支援に向けた在り方を検討します。また、もしもの場合に備え、基幹福祉避難所に新たに衛星通信回線とポータブル電源を導入するとともに、福祉避難所への外部給電・神戸モデルの導入等を通じ、災害時の備えを進めます。

10ページに移りまして、3. 民生委員活動への支援といたしまして、令和7年度からタブレットを全民生委員に配付し、コミュニケーションツールの活用や活動記録と高齢者見守り台帳のDX化を進めることで、さらなる民生委員の業務効率化・負担軽減を図ります。

4. しあわせの村の魅力向上といたしまして、令和7年度は利用者の実態調査を進めるとともに、事業者や有識者の意見等を踏まえた上で、村の魅力向上や持続可能な運営といった視点で今後の方向性を検討します。

5. 地域福祉ネットワーク事業の推進といたしまして、各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークワーカーを2名追加配置し、地域福祉活動をさらに強化します。

以上、事業概要につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほうお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明も含めて、福祉局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） 3つまとめてお願いいたします。

まず初めに、身寄りのないシニア世代への支援のところで、終活総合相談窓口、これ本当に大変すばらしいことで、ありがたいことなんですけど、終活という言葉が違和感があるんです。若い方には分からないかもしれないけど、婚活とか推し活との、その活とはまた違うんじゃないかなと。もう少しちょっとこう、名前を変えるといっておかしいけど、何かできないかなっていうのが1つ。

それからもう1つ、フレイルチェックの充実と、フレイルチェックって、フレイルという言葉も高齢者には本当になじみのない言葉なんです。国のほうからのことなので、これを使ってらっしゃるのかもしれませんが。もう少し高齢者に対して優しい言葉というか、寄り添うような言葉というのをお願いできたら、高齢者としてはありがたいと思うわけです。

もう1点は、認知症にやさしいまちづくりの中で、みまもりシール、それからGPSの端末、これ本当にありがたいことであります。前に質問したことがあるんですけど、熊本なんかでは、それぞれの個人的な喫茶店にありますとか、それぞれの店舗が、高齢者の認知症の見守りをしてらっしゃるところを視察させていただいたことがあるんです。前からも私、ずっとこういう質問をしてるんですけど、もっとやっぱり広く手を広げると、空き店舗なり何なりいろんなところで、個人の店舗にも、この見守りをお願いするというような試みは必要ではないかと思うので、以上3点です、お願いいたします。

○八乙女福祉局長 3点御質問いただきました。まとめて御回答させていただきます。

委員御指摘のとおり、終活という言葉は、なかなか周知されてないことと、終わるという言葉が入っているので、なかなか抵抗感があるかなということを私もちよっと感じているところでは

あります。相談窓口の正式な名称と通称名というところで、どういうPRができるかということは、今10月の開設に向けて取り組んでいるところですので、そこについても御意見を踏まえて検討していきたいというふうに思います。

もう1点、フレイルという言葉についても、要介護という言葉については割と広まってきているかなと思うんですけど、なかなかやはりフレイルというのが横文字ではありますので、伝わっていかない部分もあるんですけども、やはりこれも正式な名称としてフレイルという言葉自体は、神戸市としては広めていきたいという思いはありますが、フレイルチェックであったり、フレイル予防の取組の中で、どのようにやさしくお伝えしていくのかということについても、併せて検討していきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけども認知症対策につきましては、店舗もそうですけども、市民の皆さん方に認知症の理解を深めて、認知症の方に対するやさしいまちづくりということで支えていただくというところも含めて、認知症サポーターという取組を、研修制度を取り組んでいるんですけども、認知症サポーターの方を広めていくというところに併せて、店舗での取組というところも広めていけたらなというふうに思っております。

以上です。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。誰のための政策かということ、これは高齢者のための政策であって、高齢者の方がまず言葉を理解する、よく意味が分かるということが大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、個人、店舗への御協力というか、それももう今まではオレンジ何とかがありますからいうて言ってはりましたけど、あれはやっぱり病院とか特別なところで、一般のお店ではないわけですから、そういうちょっと一般の地域の方が、やっぱり積極的に認知症の方に協力していただける、理解を得ていただけるような仕組みが大事だと思いますので、今後、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（堂下豊史） 3点質問させていただきます。まずは、あんしんすこやかセンターについてです。

高齢化の進展に伴い、地域包括支援センター、いわゆるあんしんすこやかセンターが果たす役割は年々重要性を増しています。それに伴い現場の職員の皆様の業務負担も年々増加しているというふうに認識をしております。こうした現状を踏まえれば、人件費の水準や職員配置が他都市と比べて十分であると言えるのか、改めて点検と見直しが必要ではないかという観点から質問をさせていただきます。

まず、人件費について伺います。本市では、あんしんすこやかセンターの運営を委託によって行っていますが、そのうち人件費相当分の基準は10年以上見直しがなされていないというふうに承知をしております。この間の物価上昇、人件費高騰、最低賃金の引上げなどを考慮しても、ほかの大都市と比べても十分とは言えない水準にとどまっており、このままでは職員の定着が進まず、地域の支援体制に支障を来すのではないかとというふうに懸念もしております。こうした背景から、今後の人件費水準の改定に向けた具体的な検討状況について、当局の見解をお伺いいたします。

○小園福祉局副局長 あんしんすこやかセンターについての御質問でございます。

あんしんすこやかセンターに関しまして、本市ではおおむね中学校区に1か所、76か所設置し

ておりまして、公募によりまして社会福祉法人等の民間事業者様のほうで委託のほうをお願いしております。配置状況につきましては、高齢者数に対するセンターの設置数というところでいいますと、20政令市中で5番目ということで、他都市と比べて設置数は充実しているものかなというふうに思っております。

あんしんすこやかセンターの職員配置についてでございますが、こちらのほう、国の基準のほうでは3,000から6,000人ごとに3職種、具体的には保健師・看護師、あとは社会福祉士、主任ケアマネという3職種を各1名ずつ配置とのみ定められているところでございますが、本市の場合、高齢者人口6,000人を超える場合には1,000人増加ごとに0.5人増員として、国よりも実態に応じてきめ細やかに配置している状況でございます。加えて、各圏域に住民同士の支え合いを推進するための職員を1名追加で配置いたしまして、さらに手厚い人員配置をしているところでございます。

センター設置当初の平成18年度と比べますと、やはり相談件数等増加してございます。加えまして、在宅生活を送る認知症高齢者や独り暮らし高齢者、複合的な課題を有する事例も増加しているというところで、センター職員の方の業務負担が増えているというところ。さらには、センター職員には高い援助技術が求められているという現状でございます。それゆえにセンター職員の定着は難しく、また職員募集をしても応募がないといった意見も聞いておりまして、人員の確保が難しい状況というところは認識しているところでございます。

御指摘のセンターの委託料につきましては、これまで業務量の増加に対応するために、平成29年度、30年度と増額をしてくているところでございますが、委員御指摘のとおり人件費相当の額につきましては、平成21年度に、1人当たり年額450万円に改定してから増額できていないというのが現状でございます。センターの安定的な運営というところは非常に重要だと考えておりますので、他都市の状況も伺いながら、人員確保、定着を図れる方策、さらには負担軽減を図れる方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。平成21年度から人件費については据え置かれているというふうに今御答弁があったんですけども、この人件費についてももう少し伺いたいたんですけども、大都市との比較というのは、事前に資料を頂いているんですけども、政令市ですね。神戸周辺の都市と比較した場合の、この本市の人件費水準がどうなのか。

それと2点目は、この人件費そもそもなんですけども、そもそも今御答弁にも触れられてましたけども、現行水準のままでは職員の定着率、あるいは離職率が高まるのではないかと懸念しているんですけども、現場から処遇改善を求める声は当局にも届いているのかどうか。

あと3つ目ですけども、実際の欠員数ですね、あんしんすこやかセンターの。このあたりについても御答弁いただけますでしょうか。

○小園福祉局副局長 3点御質問いただいたかと思っております。

まず、近隣市の数字ですが、すみません、今、手元のほうにはない状況でございます。申し訳ございません。

続きまして、処遇改善を求める声というところに関しましては、やはり本市のほうでもお話のほうは聞き及んでいるところでございます。

最後、欠員の状況というところでございますが、本市のほうでは1か月欠員がある状態が何人いらっしゃるかというところで数字のほうは把握してございまして、令和6年度に関しましては

月で63.5人という欠員状況となっているところでございます。

以上でございます。

- 委員（堂下豊史） 周辺との比較については、また教えていただきたいんですけど、実際、欠員もあるということですし、現場からの処遇改善を求める声が当局にも届いているということです。御答弁にもありましたけども、人件費水準については見直しに向け、検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、職員配置ですね。先ほどの御答弁でも触れられてましたけども、職員配置については国の基準、あるいはほかの大都市との比較を踏まえても、本市の職員配置についてはむしろ手厚い場合もあるというふうに理解をしております。しかし、一方でさらに地域の実情に応じたきめ細かい配置が必要ではないかという観点で伺いたいんですけども、例えば、北区のように広域で移動負担が多い地域では、同じ人員配置、すなわち人口当たり何人という配置を行われてても、サービスの実効性に差が生じていることがあるのではないかとというふうに懸念をいたしております。したがって、こうした地域特性を踏まえて、地域の実態に即した、よりきめ細かい人員配置を検討すべきと考えているんですけども、当局の見解をお伺いいたします。

- 小園福祉局副局長 本市では、先ほど申し上げましたように、あんしんすこやかセンター、日常生活圏域とされますおおむね中学校区に1か所、76か所設置しているという状況でございます。御指摘のとおり広域な圏域を担当するセンターにつきましては、移動距離が長く、効率的な訪問活動等が難しい面があることはおっしゃるとおりかなというふうに思っているところでございます。

一方で、センターの業務負担につきましては、地理的条件以外というところでいいますと、個別の支援では高齢者の虐待対応であったりとか、身寄りのない認知症高齢者の見守り、あるいは8050問題というような複合的な課題を擁する世帯への支援など、1件であっても支援に時間を要するような事例もございます。加えまして、都市部の集合住宅、こちらになってまいりますと、住民同士の関係性が希薄で孤立しがちというところもございまして、支え合いの仕組みづくりが重要なんですが、その調整や立ち上げに時間を要するといったような事例もございます。地理的条件以外にも、様々な要素というところがありまして、各センターの負担の評価というところが、なかなか難しいというところもございまして、地域の実態に応じた配置については、ちょっと慎重に検討する必要があるというところもあるんですが、ただ、センターのほうの職員の負担というところは、やはり軽減を図っていく必要があるというふうに考えておりまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 委員（堂下豊史） 制度発足時と比べて相談件数も増加しているという趣旨の御答弁も先ほどございましたし、相談があれば、やはりそこに時間は割かれる。都市部ゆえの課題、孤立ということも御答弁でありましたけど、それはどこでも、別に都市部に限らず田園地域でもそれはあることですし、時間の相談があれば、またそういうケースがあれば、時間をかけて検討していかなければならないという状況はあるかと思います。ですので、地理的要因に限らず、実態に応じた職員配置の適正化、さらに繰り返しますけども、人件費水準の見直し。財源確保策も含めて、引き続き具体的な取組をぜひ進めていただきたいということを要望して、この件については終わりたいと思います。

続いて、老人福祉、あるいは介護事業の倒産増加を踏まえた、いわゆる制度の見直しについて

伺いたいと思います。

全国的に老人福祉、あるいは介護事業者の倒産・廃業が相次いでいるというふうに認識をいたしております。特に人材不足や物価高騰、利用者減少などが重なり、小規模法人を中心に経営の持続可能性に深刻な不安が広がっています。神戸市内でも同様の影響があるのかどうか、あるいは、あるのであれば今後拡大するおそれはないのか、まずは現状を正確に把握することが不可欠だというふうに考えております。つきましては、本市として、市内における老人福祉、あるいは介護事業者の倒産・廃業の実態をどのように把握されておりますでしょうか、御見解を伺います。

○三和田福祉局監査指導部長 神戸市内にある介護事業所につきましては、神戸市が指定権者となっておりますので、いわゆる許認可を行うということで、また事業所を廃止する際にも、廃止日の1か月前に届出を行っていただくということになっておりますので、事業所数の増減の状況は毎月把握をしているところでございます。

市内の介護サービス事業所の数でございますけれども、令和6年4月1日現在では2,690件であったのに対しまして、令和7年の今、6月1日、直近では2,743件と微増傾向が続いているところでございます。なお、増減の内訳を見てみますと、令和6年度で見ますと、179の事業所を新規に指定をいたしまして、104の事業所が廃止ということになっております。廃止理由の内訳を見ますと、やはり一番多いのが人員不足、その次が倒産等ではないんですけど、事業譲渡をされるなどの法人の経営方針によるもの。そして、3番目が経営不振ということになっております。特に人員不足については、介護職員の処遇改善をやっぱり図っていただくということが重要というふうに考えておりますので、介護報酬では処遇改善の取組内容に応じて、本体の介護報酬に、最大で訪問介護サービスですと24.5%が加算されるというような処遇改善加算の制度が設けられてございます。介護事業所の人員不足及び経営改善に向けて、処遇改善加算の取得率を増やしていただくということが、やはり一番有効ではないかというふうに本市では考えておりますので、昨年度から加算取得に向けたオンラインのセミナーの配信であるとか、相談窓口を設置いたしまして、社会保険労務士など専門家を派遣するような個別相談事業なども行う事業を実施をしているところでございます。今年度もこの処遇改善加算の取得促進事業を引き続き実施することで、処遇改善加算の取得促進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（堂下豊史） 本市の状況を今御答弁いただきました。倒産・廃業までには至らずとも、廃止が104事業所あったという御答弁でした。今後は、やはり実態を一層しっかりと把握していただいて、限られた財源を、真に経営が厳しい法人に重点的に振り向けていただきたいと思います。

例えば、令和4年度から6年度に物価高対策補助金が本市実施をしておりますけれども、こうした補助の決算内容等照合していただきながら、補助の必要性あるいは効果を丁寧に検証して、適切な支援につなげていくことも重要ではないのかなと思ってます。繰り返しますけれども、限られた財源を、真に経営が厳しい法人への重点支援に、今後は一層振り向けていっていただきたいと思いますけれども、この点についても御見解を伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 委員おっしゃるとおり、介護を必要とする市民が必要なサービスを利用できるようにするためには、事業所の持続可能な運営というところが重要であると認識してございます。そのために必要な人員確保、物価高騰を踏まえた適切な報酬設定というところも、1つ必要であるというところで、そのあたりに関しましては国のほうに適切に報酬改定のほうを行うよう

に、現在も求めているようなところでございます。

加えまして、本市のほうでも、先ほどちょっと答弁ありました処遇改善取得促進であったりとか、あとコウベ d e カイゴによる人材確保・定着のための取組、さらには委員に今御指摘いただきました、物価高に対応した支援、そういったところをさせていただいているところでございますが、引き続き現場の御意見をお伺いしながら、取組のほうを適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。この件、最後にしますけども、今後、高齢者人口の減少、あるいはサービス需要の変化等を見据えると、施設の統廃合あるいは法人の合併、集約化を含めた再編を進め、経営の効率化、あるいは持続可能性を高めていくことも必要ではないのかなというふうに考えているところです。神戸市として認可や監査権限を生かして、再編の方向性を示すとともに、法人再編を促していくことも検討の余地があるのではないかと考えてますけども、この点についても当局の見解を伺います。

○三和田福祉局監査指導部長 介護サービスの事業の事業主体といたしましては、株式会社、合同会社、NPO法人、それから一般社団法人ですとか医療法人、社会福祉法人と、営利、非営利法人を含めて、様々な法人の形態があるところでございます。介護サービス事業所に対しましては、指定権者として定期的に運営指導を行っているところでございますけれども、国の運営指導マニュアルというのがございまして、そこで事業主体の経営内容、経営状況、それは確認項目に含まれておりませんで、経営の中身に関するちょっと指導権限というのは、神戸市のほうでは持っていないというところで、なかなか関与していくのは難しいかなというふうに考えております。ただ、社会福祉法人につきましては、本市が所管する法人につきましては、定期的に法人監査を実施しておりまして、経営状況の確認なども行っております。社会福祉法人につきましては、合併とか連携を支援するような国の制度もございしますので、所管法人に対し、制度の周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員（堂下豊史） この件も終わりますけども、今後の大きな課題として、中長期的な視野で取組をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

私のほうからあと1点伺います。しあわせの村の魅力向上についてです。

しあわせの村については、令和2年度にリニューアル検討会が開催されたものの、施設の老朽化やハード面の課題整理が十分に進んでいない印象です。また、その後の検討も遅れぎみなのかなというふうに思ってます。こうした状況を踏まえまして、本年2月の代表質疑では、会派として抜本的な見直しが不可欠であるというふうに問いましたところ、小原副市長から抜本的な見直しの必要性和明言があったところです。本年度予算に計上された事業者等への意見聴取、先ほど御説明もありましたけども、この方針を具体化する、すなわち抜本的な見直しという答弁を踏まえて、これらを具体化するものであるべきであるというふうに思いますし、施設機能や活用方針の再構築に向けた調査としていただきたいんですけども、当局の御見解を伺います。

○八乙女福祉局長 しあわせの村についての御質問をいただきました。

先ほども御説明させていただきましたが、今年度はしあわせの村のさらなる魅力向上や持続可能な運営という視点で、今後の方向性を検討するために、事業者と有識者からの意見聴取と利用者の実態調査を行いたいと思っております。

個々について説明させていただきますと、まず事業者からの意見聴取につきましては、今年度、サウンディング型の市場調査の準備を進めているところでございます。その調査の内容につきましては、より効果的な施設運営に関するアイデアを頂くということと、施設の転活用や新たな整備の可能性についても、事業者の視点で聴取をさせていただきたいということを考えておりました。近日、7月以降、近いうちに募集を開始しまして、事業者とヒアリングも行いまして、年内には結果を取りまとめたというふうに考えております。

それから、2点目の有識者からの意見聴取としまして、社会学者であったり経営、都市政策、パークマネジメントといった専門的な分野の先生方からの御意見を伺いたいというふうに考えております。

それから、3点目に利用者の実態調査としましては、施設の利用者の過ごし方であったり、消費額等を把握するアンケート調査ということと、それからスマートフォンの位置情報を活用しまして、しあわせの村に来られた方が村の中でどの施設に行かれているのかというような行動分析もできる範囲で行って、回遊状況を把握するということも取り組んでいきたいというふうに思います。先ほど御紹介いただきましたリニューアル検討会というのが行われてから、新型コロナウイルス感染症の流行というところがありまして、残念ながら進めてこれなかったところがあるんですけども、その後の状況の把握、推移も確認をした上で、御利用者の意見であったり、民間事業者、有識者の意見を伺って、それを踏まえて引き続き丁寧に今後の対応について検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（堂下豊史） サウンディング調査していただけるという御答弁がありました。単なる、いわゆる意見聴取だけに終わらず、実際に民間事業者の参入可能性、これが具現化、具体化するようなサウンディング調査になってほしいなというふうに思います。こうした観点から伺いたいんですけども、あわせて有識者の意見も聞いていくということだったんですけども、そもそもこの令和2年度の検討会でも有識者が様々な提言をされているわけです。例えば、既存施設の機能再編、高齢者・障害者の仕事づくり、あるいは認知症予防、共生の拠点化など、村全体を社会実験の場とする方向性が既に示されているわけですけども、これにかぶせてまた有識者の意見を聞かれるような今印象で受けたんですけども、私の印象としては、令和2年の有識者の提言を踏まえて、それをより具現化するために民間事業者からの意見を聞く。いわゆるサウンディング調査をするものだというふうに考えてたんですけども、この点、まず整理——御答弁いただきたいのと、あわせてサウンディングするにしても何を優先するのか。令和2年度の有識者の提言を踏まえると、例えば認知症予防とか共生の拠点化など、優先順位を、仮にこれらを高めてもいいのかなとも思うんですけども、そのあたりのいわゆる今後のサウンディング調査の取り組みですね、あれもこれもと聞くよりも、令和2年の有識者の提言を踏まえて的を絞って、民間との連携って模索するのも検討に値するのではないのかなと思うんですが、そのあたりの御答弁をお願いします。

○八乙女福祉局長 先ほど御紹介いただきましたリニューアル検討会というのは当然のことながら、尊重するということなんですけども、リニューアル検討会でやはり議論いただきましたのは福祉的な観点でのしあわせの村の理念とか、今後の期待というところでの形でまとめていただいたというふうに思っております。その上で、先ほどお話しもさせていただきましたけれども、コロナ後のしあわせの村の状況であったり、それから市民とかしあわせの村を利用する方々のニーズだったり、もっともっと多くの方、高齢者とか障害者の方に偏っているのではないかなというよう

な御批判もいただいておりますので、幅広い世代の方にしあわせの村に、できれば平日も含めて来ていただけるような、魅力発信のためにどのようにすればいいかというところを、繰り返しになりますけれども、リニューアル検討会自体をベースに、その上にプラスに経営的な視点も踏まえて、持続可能なという視点で有識者の方に意見を伺いたいというふうに思っております。

それから、民間の事業者については、民間の活用というところも踏まえて、民間の皆さん方にしあわせの村でこのようなことができるのではないかと、当然のことながら、しあわせの村で守ってきたもの自体を壊すのではなくて、しあわせの村を今後もさらに、今まで守ってきたことをベースに、さらに魅力を発信していく、たくさんの方に来ていただくために、民間の皆さんに何がお願いできるのかというところをお伺いをした中で、最終的には市の施設ですので、市の村ですので、市の中で決めていくんですけれども、まずはいろんなアイデアをいただく形でのサウンディング調査というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（堂下豊史） もう終わります。繰り返しますけれども、聞いて終わりにならないように、事業性の検証、あるいは民間参入の仕組みづくり、さらには施設の廃止、あるいは再編まで踏み込んで、まさに小原副市長から答弁ありましたように、抜本的な見直しというのを進めていただきたいということを要望いたしまして終わります。

以上です。

○委員長（前田あきら） ほかにございませんか。

○委員（味口としゆき） 生活保護制度について少し聞きたいと思います。

27日に最高裁が、生活保護費の減額は違法という初の統一判断を示しました。本当に大事な判断だと思います。それで、これは安倍自公政権が2013年から食費とか光熱費など日常生活に不可欠な生活扶助の基準額を平均6.5%、最大で10%も引き下げたと。'08年と'11年を比べて、消費者物価指数が下がったという、これを理由としたものでした。今度の最高裁の判決は、いわゆる生活扶助の額は従来、消費水準を指標として、専門部会にも諮らず物価変動を直接の指標として改定したことは、これここが整合性を欠いていると、違法だと断じたものです。

それで、神戸市として何ができるかということ、ぜひ考えていただきたいと思いますと思うんですが、もちろん国が謝罪するっていうこともそうなんですが、減額前の水準に戻す。特に原告以外の利用者を含めて減額分を遡って支払う、こういうことをやっぱり国に対して求めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○八乙女福祉局長 最高裁判決が出たということについては、非常に大きな判決、生活保護の基準引下げの裁判が、平成25年の基準からスタートとして、ずっと裁判が続いているというところでございますけれども、初めて今回、最高裁の判決が出たということと、それから今回は名古屋高裁の判決と大阪高裁の判決の部分が統一見解ということで判決がされたということで、そのほかに兵庫県も含めて、高裁判決で上告されている事案がたくさんあるんですけれども、それが今回、最高裁で統一判断が出たということで、今後、同様の判決になるのではないかとということが言われているということについては認識をしています。

今、お話がありましたような生活保護費の基準というのは、基本的には生活保護制度というのは国の制度でありますのでということと、法律上、基準については厚生労働大臣が定めるということになっておりまして、私たち神戸市としては法定受託事務ということで、国の仕事を受けて対応していることですから、基準の可否について私たちはコメントする立場にないんですけれども、ただ、先ほどお話ありましたように、この最高裁判決を受けて厚生労働省がどのような判断をさ

れるのか、新聞報道等でございます追加支給されるということであれば、その内容に従って、私たちは対応していくということになるかというふうに思います。ただ、正直なところ、非常に平成25年度からというところの話のところ、どこまでを対象にするのかというところであったり、生活保護の基準が適正でなかったということは、新たな基準を定めていただいて、その差額を支給するという流れになるかと思うんですけども、それについては当然、事務をつかさどる自治体として、厚生労働省からのお話については意見交換をするなり、何らかの対応をしていかないといけないというふうに思っておりますので、まだ判決出たばかりで、国のほうでも議論中だと思いますので、当面はその動向を見守りたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（味口としゆき） 大事な答弁だったかなと思います。何らかの対応をする必要があると。本当にこの生活保護水準というのは、憲法25条で定められている健康で文化的な最低限度の生活っていう25条から見れば、やっぱり低過ぎると思うんです。それで、それをさらに消費者物価指数というわけの分からん判断で下げてきたということが、やっぱり今回、断罪されたわけですから、現にこれで本当に困らされていたのが生活保護世帯だと思うので、それはやっぱり神戸市の市民なんで、それは必要な意見をきちっと僕は国にも上げていただきたい。早急にやっぱり原告以外の利用者の減額分を遡って支払うということを、神戸市としてやっぱり求めていただきたいと。そこぐらいまでは言えるんじゃないかなと思うんですが、それいかがでしょうか。

○八乙女福祉局長 繰り返しになりますけども、基準そのものを決めるのは国であり、厚生労働大臣ということになりますから、今回の判決を受けて、新たに基準を設定をして差額を追加支給するかどうかということについては、やはり国の判断になるかと思います。先ほど答弁させていただいたのは、追加支給の事務が最終的に決定をして、追加支給となった場合には、当然のことながら各自治体、各福祉事務所で行うことになりますので、その運用につきましの部分については、やはり私たちとしても意見をしていったり、やり取りをすることは必要なのかなというふうに思っているという説明でございます。

○委員（味口としゆき） 当然、国が決めること、厚労省が決めること、それは分かってるんです。ただ、この最高裁の判決ですから、これに基づいて神戸市として意見を上げるっていうことは、これはできる行為だと思うんです。それで決めるのは国だっていうのは、もう局長の答弁どおりだと思うので、何らかのアクションを神戸市としても起こしていただきたいなど。答弁はもう結構です。

もう1点は、時間の関係上、少なくして今日は質問しますけども、加齢による難聴に対する補聴器購入助成について伺いたいと思ってます。

全国でも多くの自治体、いろいろ言われてますが372自治体以上が助成制度を行っているので、国の動向ということではなくて、神戸市としてこの補聴器の助成制度をやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○八乙女福祉局長 高齢による難聴に対しての補聴器の補助というのを、全国的にされておられる、補助をされておられる自治体が幾つかあるということについては認識しております。基本的には、やはり身体障害者手帳に該当する方に支給するという、身体障害者での制度の中での取組というのがあって、それに加えて身体障害者手帳の対象にならない方についての支給をするというような流れになっているのかなというふうに思うんですけども、やはり高齢者の方で、当然、耳が不自由になることでコミュニケーションが難しくなって、孤独・孤立化してしまったりとか、

場合によってはコミュニケーションが少なくなることによって、健康状態とか認知状態に影響があるというところの認識というところも、私は理解をしているつもりです。ただ、やはり加齢による耳の衰えに対する方に対しての補聴器の購入助成をするということは、非常に神戸市全体では大きな話になりますので、なかなか簡単なことではないなというふうに思っておりますので、そこについては全国的な動向も見ながら、他都市の状況も伺いながら、勉強していきたいというふうに思います。

○委員（味口としゆき） あんまりいい答弁とは思いませんでしたけど、ただ、今、局長言われたように、特に認知症との関係なんかは、大体これ一致してると思うんです。それは私も理解してる場所だっという答弁があったので。片や、認知症の神戸モデルの問題では、別にほかの動向なんか皆さん見ないでしょう。やってるんですよ。超過課税まで市民に強いながらやってる。これ超過課税でやれって言うてるんじゃないですよ。だから、他都市の動向とか全国の動向じゃなくて、神戸市としての判断も当然やっぱりやるべき事項かなと思ってるんですが、いかがですか。もうちょっと突っ込めませんか。

○八乙女福祉局長 耳の聞こえが悪くなっている状況に応じて、当然のことながら早めにそれを予防、検診を受けたりとか受診をされたりということだったりとか、場合によっては補聴器を購入されるということ自体については、個々の事案、個々の方の状況の中で対応していくっていう必要あるかと思うんですけども、そこに公費を支給するという、公費で補助するということについては、やはり慎重に考えていきたいというのが答弁でございます。

○委員（味口としゆき） 終わりますけれど、多くの自治体がやってる、そういう中で、認知症のことでは自分たちは先頭に立ってやってるんだっという自負持ってるわけだから、この加齢性難聴の補助についても、ぜひ前向きに検討いただきたいなと思います。終わります。

○委員（岡田ゆうじ） 今日の資料でも民生委員のことが書かれてるんですが、民生委員の定数について民生委員が担当する世帯数の均衡が考慮されたものになってるか、前回の6月3日の委員会で長田区を例に挙げて質問しました。2020年の国勢調査の数値を使って民生委員1人当たりの担当世帯数を計算すると、国の参酌基準を満たしておらない、超えてしまっていることを指摘しましたが、局長はそのときの答弁で、参酌基準を満たしているとの答えでありました。

平成13年、厚生労働省通知並びにそれを踏襲した平成25年国通知において、民生委員の定数については国勢調査結果を使うように示しており、計算すると間違いなく参酌基準を満たしておらず、そのことを前回の委員会で再度問いただしたわけですが、その際、答弁がありませんでした。改めて説明を求めます。

○八乙女福祉局長 民生委員の定数基準につきましての国通知の説明をさせていただきますと、国通知におきましては、配置基準の算出に用いる市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口、つまり最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口というふうにされています。また、国が示す配置基準につきまして、指定都市の場合は220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとの民生委員・児童委員1人というふうにされているということになっております。

委員御指摘のとおり、直近の2020年の国勢調査結果におきますと、長田区委員の1人当たりの世帯数を計算しますと211世帯になりますので、国勢調査結果の世帯数では長田区では国基準を超える配置、つまり民生委員1人が担当する世帯数が国基準よりも少ないという状況になっております。前回の委員会における質疑に立ち返りますと、国勢調査結果を使って民生委員1人当

りの担当世帯数を計算すると、参酌基準を満たしていないという岡田委員の御指摘は全くそのとおりでございまして、私が住民基本台帳の人口で計算した場合、参酌基準を満たしているという答弁は、その前提となる背景の説明が不十分だったというふうに認識をしております。

改めて本市の考え方について説明をさせていただきます。人口統計につきましては、国勢調査による結果のほかに住民基本台帳による人口と、それから国勢調査を基に転出入や出生、死亡等を加減しました推計人口という、この3つの統計がございます。国勢調査につきましては、5年ごとの調査であることだったり、公表時期が調査日から1年後であるということから、神戸市はこれまで民生委員の地区割りや担当区域の設定に際しまして、町丁目別人口や世帯数、地番ごとの世帯数や世帯類型などの詳細情報が分かる住民基本台帳の世帯数を用いてきているという状況になっております。今回設定しました民生委員・児童委員の定数は、住民基本台帳の世帯数に、面積や地理的要件、世帯構成の類型等を総合的に勘案して、地域の実情や各地区民生委員・児童委員の皆さんの意見を伺って、1人1人の担当地区と担当世帯数を検討して設定をしているものでございます。

民生委員の担当地区割りや担当世帯数を設定する際には、地番や小字などの町丁名よりも細かい範囲を設定されるために、直近のデータとして住民基本台帳の世帯数を活用しているという考え方をしています。今後、国勢調査と住民基本台帳、推計人口の3つの人口統計を活用しまして、それぞれの担当世帯数を確認した上で定数を設定してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 私がちょっとしつこく、あの答弁は何だということを言ったんで、不十分な答弁だと気を遣って認めていただきましたが、もともと国の参酌基準を満たしておらない神戸市独自の民生委員定数を、ある種、議会の民主的正当性の下というか、基準を満たしてないけど、議会としてそれをよしとしますということでこれまでやってきたわけです。横浜市なんかは、そもそも参酌基準自体を自分たちでつくり替えて、横浜市では220じゃなくて200にしますと。もう勝手に設置をしてるんです。だから、もし議会としてそれを国の基準よりうちの独自の基準でやるというんだったら、それはそれでいいんです。だけど、今後、議会が関与しなくなるわけです、定数の設定に。国の配置基準は、今おっしゃったように参酌すると、参考程度の基準だから、必ずしも守る必要はなくて、また地域の実情を踏まえて定数を設定しましたからとえば、市が恣意的に定数を増減させることができしまうと、それが一番の問題だと言っておるんです。

だから、今後も厚労省通知に反して住民基本台帳の数字を果たして使い続けるのかと。もしそうであるならば、どうしてもそうしたいというんだったら、横浜市みたいにちゃんとうちは国の基準がこういうのがあるけど、そういうのに従いませんと、地方分権ですからと。うちはこういうふうにいけますというふうに条例で書かないといけないと思うんですけど、見解を伺います。

○八乙女福祉局長 先ほど、3つの人口統計というのを説明をさせていただきましたが、各地区の担当世帯数を設定する上で、それぞれの統計にはそれぞれに一定の課題があるというふうに認識をしております。それについて説明をさせていただきます。

まず、国勢調査につきましては、先ほども説明させていただきましたが、調査の間隔が5年と長いということと、その公表が1年後であるということから、経年とともに実態から乖離していくということが想定がされるということになります。

それから、2点目の推計人口というのは、国勢調査結果に住民基本台帳に基づく転出入、出生、死亡等を反映させていくということで、実際の人口に近い人口値になるんですけども、行政区ご

との人口と世帯数のみで、必要な丁目や建物ごとの世帯数がないという状況でございます。

それで、3点目の住民基本台帳でございますが、本市では民生委員の区域割りや担当世帯数を設定するために、町丁目や建物ごとの世帯数を把握する必要があるために、直近の住民基本台帳のデータを活用してるんですけども、これについても住民登録と居住地が一致してない方、要は住民登録地にお住まいになられてない方が一部おられることから、そこが一致しないというところが課題としてございます。民生委員制度というのは国の制度でございますので、国の通知に従いまして配置基準を参酌基準ということでございますけども、やはり神戸市としては参酌基準についてはきっちりと確認をした上で、それを大きく外れないということを考えていきたいと思っております。さらに通知の中にあります管内人口や面積、地理的条件、世帯構成等の類型等を総合的に勘案して、地域の実情や各区の民生委員・児童委員の意見を踏まえまして、定数を設定するというルールとしていきたい、丁寧に対応するというところでやっていきたいというふうにございます。

条例につきましては、前回の常任委員会の中で検討いただいて、常任委員会と本会議で御承認いただいたことでございますので、今後、よりふさわしい表現があり得るのか、委員の御意見も念頭に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） これだけかみ砕いて議論しましたので、多分、一般の見ていただいている方も、何が問題点だったのかというのが、もうようやく分かっただろうと思うんですが、1点だけ、私、どうしても言わせていただきたいのは、国勢調査は5年間で間隔が広いから実態と乖離してるから、うちでは、我が市では使わないんだって言うんですけど、5年前の2020年の国勢調査は4万9,601世帯だったんです、長田区。2015年、5年前の国勢調査はっていうと4万8,780世帯だったんです。だから、なるほどおっしゃるとおり5年間で800世帯のずれがあるんです。だけど、住民基本台帳は5万6,485世帯ですから、国勢調査と住民基本台帳のずれというのは7,000もあるんです。だから、5年間のこの800のずれ、5年間の間隔が広がって800もずれてるから、毎年やってる住民基本台帳って言うんですけど、住民基本台帳とのずれは10倍差がありますからね、この5年間のずれと比べて。

だから、ちょっとその説というのは、私は説得力がないと思います。さらに言えば、住民基本台帳の数値っていうのは、例えばお子さんが大学に行ってて東京に行っても住民票を置いてるとか、必ずしも非居住等の実態を反映してないんですね、書類上のものですから。国勢調査みたいに一々チェックしてないんです。だから、目の前の実際の住民の困窮を、市政の最前線で救済しなければならぬ民生委員の基準設定において、本当にふさわしいだろうかという議論の余地は大いにあると思います。神戸市の判断でどういう基準を用いるのかにしても、それは合理性と透明性、客観性を備えたものでなければならないし、特に今後は議会による関与がないままに決まっていくわけですから、そのことは余計に意識を強く持っていただきたいと指摘して、この点は終わります。

最後1点だけ、相談支援専門員のことであります。

第7期神戸市障害福祉計画、第3期神戸市障害児福祉計画等において、相談支援専門員が全然足りておらないと。神戸市というのは、もう全国と比べてもセルフプラン率というのが圧倒的に高いんですね。だから、全然計画支援が受けられない。例えば障害児なんかは9割のセルフプラン率ですから、だから10人に1人しか計画支援が受けられないと。全国平均は3割、30%ですか

ら、突出して高いということが言われているわけであります。そのためには相談支援専門員を増やさなくちゃいけないということなんですが、90名増やさなくちゃいけないところを着実に増えてはきているんですけど、辞めていって人が多いんです。半分以上が辞めていってからの、結局、毎年30人ずつ増えていっても20人ずつぐらい辞めてからの、だから結局、今まで積み足してきたら30人ぐらいしかまだ増えてないという話でありました。

この離職率の高さの原因は何なのか。私はさきの決算特別委員会で、神戸市は相談支援専門員が1人当たり平均100件以上のケースを担当している、異常な実態、オーバーワークにあると。なかなかほかの市に例がないぐらいの話だということを指摘しましたけども、この離職数の高さの原因の1つにオーバーワークがあるのではないかと、それを解消すべきではないかという質問をしたいと思います。

○**奥谷福祉局副局長** 障害福祉サービスを受けるに当たってのプランを立てる相談支援専門員の数の御指摘だと思います。

この相談支援専門員ですね、確かに神戸市は少ないということから、セルフプランの方が非常に多いということが年々かなり、以前から課題となっておりました。そこで、相談支援専門員を増やしていくための集中的な支援というのを現在行っているところで、現在、令和5年度から3年間の集中強化期間といたしまして、人材確保の支援であるとか、定着のための支援、そして障害児、特に少ない障害児支援につきましては1件当たり計画を立てると補助を出すというような3つの方向で、今行っているところでございます。

この補助金を打つことによりまして、年間30人ずつ3年間で90人増やしていこうという目標をもって実施しているところで、実際、先ほど委員から御指摘ありましたように、4年の末から6年の末、2年間で63人新たに支援員は確保したところでございますが、一方で同じ期間で34名の離職という状況がありまして、結果として29名ということなので、一歩進んで二歩下がっているような状況に感じられるところが実際だとは思っております。

その離職の理由なんですけれども、アンケートなんかでいろいろありまして、やはり経済面であるとか、人材確保の困難さがあるというところにつきましては、補助金で対応できているんですけれども、一方、離職につきましては、アンケートの結果によりますと、法人内の異動があったりであるとか、あとはやはりほかの業種に移られるなどのこともあります。細かい理由までについてはオーバーワークが理由なのかどうかというところは、これからもう少し分析が必要かなと思いますけど、1点、小規模の事業所が多うございます。1人、2人の事業所が多いことから、やはり困難な事例であるとか、ケースが増えてきたときに相談する人がなかなか事業所内でいないこと。あとは計画相談のプランだけではなくて、例えば親亡き後の別の課題が出てくる、計画だけではできない、計画の報酬だけではできないいろんな業務が増えてきたときに、事業所だけではやっぱり負担が大きい、助けてほしい、支援策が要る。あとは相談できる仲間が要るというようなところのお声は聞いているところでございます。そういったところの後方支援みたいなところを充実させることによって、せっかく確保した人材を定着していただけるような支援が今後重要になってくるかなと思っておりますけれども、どのような支援策があるかというようなところにつきましては、今までの実績を見ながら、丁寧に検討していきたいと考えているところでございます。

○**委員（岡田ゆうじ）** 浜松市のセルフプラン率なんかはゼロ%なんです。新潟市も0.2%。福岡市なんかでも16%なんです。だから、浜松や新潟の障害を持ったお子さんは、計画支援を受けた

いと思ったら10人いたら10人が受けられるんです。神戸市の障害を持った児童のお子さんは、10人いたら1人しか受けられない。全国平均30に対して障害児のセルフプラン率88.3%というのは、全国ワーストワンです、神戸市。障害者についても全国平均15%のセルフプラン率に対してほぼ50%あるわけです。これ大変危機的な問題です。本当はもうちょっと長くやりたいんですけど、今日は終わりますけど、引き続きこれは大事な問題として議論をさせていただきたいと思います。終わります。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質問がなければ、福祉局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

12時を過ぎておりますけれども、本日は実地視察も予定しておりますので、昼休憩をせずに、このまま審査を続けたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、ここで次の健康局が入室するまでの間、休憩といたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので御了承願います。

（午後0時17分休憩）

（午後0時23分再開）

（健康局）

○委員長（前田あきら） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について当局の説明を求めます。

熊谷局長、着席されたままで結構です。

○熊谷健康局長 健康局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、令和7年度事業概要について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

健康局の概要といたしまして、局の職員数や令和7年度予算の概要を記載しております。

次に、2ページから3ページにかけて組織と事務分掌を記載しております。

4ページに移りまして、令和7年度主要事業の概要を新規・拡充事業を中心に御説明させていただきます。

医療提供体制の確保、1. 地域医療の確保として、（1）災害時の医療提供体制の確保では、災害時の救急医療を担う災害対応病院に加え、応急処置を行う救護所を速やかに開設するための拠点となる各区役所及び医師会等関係機関へ衛星通信回線を導入し、災害初動時の救護所の機能を強化いたします。

（2）救急医療体制の確保では、救急安心センターこうべ——シャープ7119について、7月11日より兵庫県へ事業移管し、対象範囲を県全域に拡大します。

（3）市民病院の運営では、西市民病院について令和13年夏頃の開院に向けた再整備事業に取り

組むとともに、西神戸医療センターについては診療体制の強化を図るため、手術室及び外来診察室の増設に着手します。

6 ページに移りまして、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策として、(1) 歯科口腔保健対策の推進の①小学校におけるフッ化物洗口の全校実施では、全校の5年生・6年生を対象に家庭で洗口ができるよう洗口液を配付します。さらに、1人当たりの虫歯数が全市の平均より多い学校を重点校として5校選定し、1年生を対象に校内の集団洗口を教育委員会と連携しモデル実施します。

7 ページに移りまして、(4) 予防接種の実施の①高齢者のための予防接種では、令和7年度より新たに定期接種となる65歳を対象とした带状疱疹ワクチンの接種費用について一部助成を行います。

また、県・市協調事業として実施している带状疱疹ワクチン接種費用の独自助成について、50歳以上60歳以下の方を対象に実施いたします。

9 ページに移りまして、2. 精神保健福祉対策として、(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進の①多職種アウトリーチによる早期支援では、地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種で構成する専門的なチームにより早期支援を行います。

②退院促進支援による地域移行の推進では、精神科病院の職員に対して、障害福祉サービスの知識を提供し、入院患者に対して自らの入院経験を基に具体的なアドバイスを行うピアサポーターとの交流機会を提供するなど、積極的な退院促進支援と地域への移行を推進します。

10 ページに移りまして、超高齢化による多死社会への対応、2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応として、(1) お墓に対する意識・ニーズの変化、墓じまい・無縁化増加への対応では、子や孫に承継を前提としない墓地への需要に対応するため、鶴越墓園内の期限つき墓地の募集・供用を令和7年夏頃から開始します。

さらに、自然回帰志向に対応するため、新たな墓地の形態である樹林葬墓地をひよどりごえ森林公園内に整備し、令和7年度末頃から募集を開始します。

11 ページに移りまして、食品衛生・環境衛生、2. 銭湯の利用促進では、銭湯の持続的な経営を支援するため、既存の設備改修補助を大規模改修まで拡充し、健康増進や住民の交流促進の場となるような銭湯を支援します。

以上、事業概要につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明も含めて健康局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） もう今日は1点だけ伺います。民泊について伺いたいと思います。

灘区でも民泊が増えてきていると思うんです。それで、近隣住民からトラブルを心配する、そういう声も私のところに寄せられてます。まず、こういうトラブルとか民泊に関する問題について、神戸市としてはどういう対応ができるのかお示しいただけますか。

○木村健康局部長 住宅宿泊事業、いわゆる民泊事業に関しましては、法令上の規定で騒音や周辺施設の生活環境への悪影響への防止に関して宿泊者に説明するということ。そして、周辺住民からの苦情や問合せに対して適切かつ迅速に対応することが義務づけられております。また、神戸

市の条例におきまして、事業の実施前に周辺住民への事前説明、あと書面の配付、そういったことをすることを義務づけているといった状況でございます。

神戸市では、これらの事業者から遵守する事項についてガイドブック——こういったものがございますが、こういったガイドブックを作成いたしまして事業者の説明をしていると、周知をするとともに、神戸市の民泊相談窓口、いわゆるコールセンターを設けまして、民泊に関する相談や苦情等について受付を行っております。そして、実際に苦情が寄せられた場合には、現地確認ですとか周辺住民へ聞き取り、こういったことを行いまして、事業者に対して適切に指導するように現状指導をしているといったところでございます。また、民泊が行われている施設が法令上の届出が行われているかどうか、いわゆる違法民泊ではないかということに対しまして、確認できるように神戸市のホームページ上で実際に届出されている施設、こういったものを公表しているといったところでございます。

昨今、事業者から民泊を始めたいという相談件数も増えているということもありまして、届出施設の増加に伴って、周辺住民とのトラブル、苦情の増加も予想されることから、今後も事業者に対して適切に適宜対応するようにといった指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 例えば、私が聞いている事例では、事前説明会はやってますし、資料の配付もやっていると。しかし、近隣住民が求めたことに対して同じことを、一言で言うたら繰り返しているだけで、目立った改善が認められない。こういう場合は神戸市としてはどう対応したらいいんでしょうか。

○木村健康局部長 そういった苦情に対してどのような対応をしているのかということ、事業者のほうからも当然聞き取りをして、あと言われた相談者の方ですね、そういった方からも詳しく事情をお聞きした上で必要に応じて改善するというのを対応しております。

○委員（味口としゆき） もう悪いですけど、それでも改善しなかった場合はどんな処置が取れるんですか。

○木村健康局部長 明らかに法令違反だということであれば、まず当然、改善指導ということを行っておりますが、改善の指導に従わない場合、法令上の規定で業務の停止命令といったことが可能になっております。そして、業務停止命令にも従わないといった場合は——ごめんなさい、まずは業務改善命令となります。業務改善命令に対して従わないといったことに業務停止命令ということがかけられるということになります。さらにまだそういった命令に関して目的が達せられないということであれば、業務廃止命令、こういったことも法令上の規定で定められておりますので、必要に応じてそういった手続をしていくといったこととなります。

○委員（味口としゆき） 国土交通省が事業者の責務として示しているのは、例えば苦情などへの対応は深夜、早朝を問わず常時応答または電話による対応をする必要がありますと、こう書いてるんです。こういった場合に私が聞いているのは、事業者の1人の携帯の番号だけ示すということなので、物理的に無理ですよ、常時っていうのは、1人の携帯では。そういった場合は、本来ならこうするべきだというのは、どういう考えを神戸市は持っているんですか。常時、早朝とかそういうのも問わずということになったら。僕が考えたのは、例えばコールセンターをつくるとか、そういう他の業者にきっちと任せて、24時間対応できるというような体制を取るのが普通ではないかなと僕は思うんですが、その辺はどういうふうに指導されますか。

○木村健康局部長 おっしゃるように24時間連絡が取れるようにということですので、その事業者

がどのような対応をできるのかということで、基本的に複数の者が登録されるということになるかと思いますが、先生御指摘の案件ですね、実際に苦情があった案件ですが、状況を確認させていただきまして、複数の連絡先ということが、非常連絡先というのを標識上記載しなければならないということになってますので、複数の体制で受けるようにできるといった形にしております。

○委員（味口としゆき） ちょっとそこは行き違いというか、どうなんかなと思うのは、結局は実は1人の人が対応するっていう僕らには説明してるんですよ。だから、やっぱりそれはきちんと業者からも聞き取りをして、業務の改善を促していただきたいなと思うんですが、それはどうですか。

○木村健康局部長 そのあたり、まずは事実確認をしっかりとさせていただく、話の行き違いとかがないのかということを含めて事実確認をさせていただきまして、必要な改善があれば、それは指導させていただくということになります。

○委員（味口としゆき） 分かりました。本当に地域の人たちは、例があって心配してるわけね。やっぱりバーベキューを急に始めて、煙をわってやるとかいう事例が近くの民泊であって、今度、新しい業者が入って懸念を強めてるので、やっぱり市民に寄り添った対応をお願いしたいなと思います。終わります。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（宮田公子） よろしくお願ひします。すみません、2点お伺ひしたいと思います。

1点目に新型コロナワクチンの自己負担についてお伺ひいたします。

コロナ感染による死亡者は、インフルエンザ感染による死亡よりも15倍おられると聞いております。5種になったとはいえ、コロナ感染はまだ怖い病気であり、死亡につながる病気でもあります。その点も踏まえて、自己負担は少しでも低く設定すべきであると思いますが、御見解をお伺ひいたします。

○熊谷健康局長 厚生労働省の令和6年人口動態統計では、新型コロナで死亡された方は3万5,865人、インフルエンザで死亡された方は2,855人というふうになっております。インフルエンザの場合、統計の基礎となる死亡診断書で、医師がインフルエンザをきっかけに肺炎などになった場合に、直接の死因をインフルエンザではなく肺炎などと記載することが多いということもお伺ひしております。また、新型コロナワクチンの定期接種化に向けた令和5年度の厚生労働省の検討資料では、60歳未満では新型コロナの致死率はインフルエンザよりも若干低い状況ですけれども、60歳以上では新型コロナの致死率はインフルエンザを若干上回るというようなデータも示されているところございまして、委員御指摘のとおり高齢者にとってはまだまだ注意が必要な感染症には変わりはないというふうに考えております。

令和6年度につきましては、標準的な接種費用1万5,300円に対し、激変緩和措置として国の補助8,300円が得られたことから、自己負担額を3,000円に設定をいたしました。令和7年度は国が示す標準的な接種費用1万5,600円、内訳がワクチン代が1万1,800円、手技料が3,800円となっておりますが、国の補助が廃止されるということから、自己負担額の見直しが必要と考えておりまして、現在検討を行っているところでございます。

政令市や近隣市の状況を確認しているところでございますが、既に方針を決定し公表している都市はない状況ではございますが、政令市においてはワクチン価格相当額で検討している都市と、接種費用の半額で検討している都市がほぼ半々となっているような状況でございます。県下にお

いては、一部、ワクチン価格相当額を軸に検討しているところもありますが、まだ検討中というところが大半といった状況でございます。今年度も10月からの接種開始を予定しており、近隣市や他の政令市の動向を注視しながら、遅くとも8月上旬には決定をし、広報K O B Eの9月号や医療機関へのポスター掲示などでお知らせをしていきたいと考えておりますけれども、検討に当たりましては委員御指摘の観点も踏まえて決定をしていきたいというふうに考えております。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。できるだけ自己負担が少なくなる方向で御検討をお願いしたいと思います。

もう1件なんですけども、災害のときのペット同行避難についてお伺いしたいと思います。

現在、市内にどれぐらいの避難所が対応可能になっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○熊谷健康局長 ペット同行避難ですけれども、阪神・淡路大震災の際にも、ペットがいるために避難所に行けないというようなことで、危険な家屋や自動車の中で寝泊まりをされる方が数多くおられた、これは東日本、熊本、能登半島地震でも同様のことが見られたところでございます。こうしたことから、5年の8月に災害時のペットの避難ガイドラインを策定しておりまして、現在、市内の避難所322施設のうち、市立小・中学校を中心に246施設、率にしますと76%でペット同行避難の受入れが可能という形になってございます。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。3分の2近い避難所がペット同行避難できるということですが、このことの市民への周知であったりとか、また避難所においてしっかりとした対応ができるようなマニュアルの徹底など、また訓練など、どのように実施されているのかお伺いしたいと思います。

○熊谷健康局長 令和5年8月に、先ほども申し上げました災害時のペットとの避難ガイドラインを策定以降、避難所の管理者や運営者にガイドラインの趣旨や内容を説明してまいりました。令和5年から各区の総合防災訓練において、ガイドラインに基づいたペット同行避難の周知・啓発を実施しました。また、令和6年度には――これは私の前職になりますけれども、須磨区の総合防災訓練において、実際にボルゾイといった大型犬を含めた、実際のペットを連れた訓練を初めて実施をしたところでございます。今後も順次各区の総合防災訓練で、ペット連れの防災訓練が実施できるよう調整をしていきたいというふうに考えております。

また、市民への啓発といたしまして、犬を飼育されている世帯に狂犬病予防注射の案内に併せて、ガイドラインの周知を図っているほか、広報K O B Eに併せて、ペットも一緒に避難と記載をしたくらしの防災ガイドを全戸に配付し、ペット同行避難の理解を深められるよう努めているところでございます。

また、ガイドラインの内容を4分程度にまとめた動画、あるいは15秒程度のショート動画を現在作成しているところであり、近日中にホームページで公開していきたいというふうに考えてございます。今後、作成した動画を活用しながら、市民や避難所の管理者の皆様への啓発を行い、同行避難への理解を深めてもらい、災害の際に各避難所でスムーズに受入れができるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。各避難所がしっかりと訓練実施できるようにお願いしたいことと、またこの動画のマニュアルができるということで、大変分かりやすいと思ひますので、これも皆さんにしっかりと見ていただけるように周知していただけたらと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

○委員（植中雅子） 10ページの超高齢化に対する多死社会の対応で、ACPの普及啓発には、前にちゃんと人生会議という日本語がついているんです。そしたら、次の6ページのところに高齢期のオーラルフレイル対策と。日本語で訳しましたら、口腔機能障害予防対策とか、そういうことでしょうか。何かこれ前につけてあげないと、相手は高齢者なので、高齢者に理解できるような形で、横文字でたらたと書くのではなくて、意味が分かるようにしていただきたいと要望いたします。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質問がなければ、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

○委員長（前田あきら） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後0時44分閉会）